

後期 基本計画

令和 5 年度～令和 9 年度
(2023年度～2027年度)

佐伯市総合計画（抜粋）
令和 7 年度評価結果：A

1 基本計画の体系

1 豊かな自然環境と安全・安心な生活環境の創生 [自然・生活環境]

- 自然環境の保全
- 快適な生活環境の確立
- 住宅環境の整備
- 公園緑地の整備
- 景観の形成
- 災害に強いまち（人）づくり

2 暮らしと産業を支える生活基盤の創生 [生活基盤]

- 水道の整備
- 下水道の整備
- 道路・情報インフラの整備
- 生活交通体系の構築
- 中心市街地の活性化

3 健康で安心して暮らせる共生社会の創生 [保健医療福祉]

- 地域医療と健康増進の充実
- 地域で支える福祉活動の推進
- 子どもたちが健やかに育つまちづくり

4 人が学び、人が活き、人が育つ教育の創生 [教育文化]

- 学校教育の充実
- 生涯学習の充実
- 社会教育の充実
- 市民文化の創造と文化財・伝統文化の継承

5 地域資源をいかした産業と観光の創生 [産業振興]

- 農業の振興
- 林業の振興
- 水産業の振興
- ブランド化・流通の促進
- 商工業の振興
- 観光産業の振興

6 人が交流し、活力あふれるまちの創生【まちづくり】

- 人権を尊重するまちづくり
- 男女共同参画のまちづくり
- 市民協働のまちづくり
- 「食」のまちづくり
- 移住定住の促進
- 国際化の推進
- 市民サービスの充実
- 新たな地域コミュニティの構築

7 地域が輝くまちの創生【地域活性化】

- 人が集い、元気が生まれ広がる、新たなまちへ ～佐伯地域～
- マグロ養殖と花の咲くまち かみうら ～上浦地域～
- 人もまちも美しい快適居住空間のまち、弥生 ～弥生地域～
- よし 最高の水あそびを 用意しよう! ～本匠地域～
- ユネスコエコパーク*を活用した持続可能な地域づくり ～宇目地域～
- 人と地域がささえあい 安心と活力に満ちた里 直川 ～直川地域～
- 海に寄り添い海と生きる、安心快適な鶴見地域 ～鶴見地域～
- 人口増へ!米水津からの情報発信 ～米水津地域～
- 海の恵みを活かすまち蒲江 ～蒲江地域～

2 計画推進の基本指針

計画を推進していく上で必要な基本指針は以下のとおりとします。

(1) 計画に基づく政策・施策の推進

この基本計画に掲げられた諸施策や関連する各種計画を着実に推進します。各施策については、毎年度、PDCAマネジメントサイクル*による検証を行い、新たな課題やニーズにも的確に対応し、各種施策を進めていきます。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響など、世界的な動向において変化が速く、予測が難しくなっているため、新たに事業を構築する際に変化に対して柔軟かつ迅速に対応できるOODAループ*を補完的に活用していきます。

(2) さいき創生に向けたまちづくりの推進

さいき創生のまちづくりにおいては、市民自らがその主体であることを認識するとともに、基本的には、地域のことは地域自らが責任を持って解決することが求められます。

また、その推進のためには、市と市民がそれぞれの果たすべき役割を十分認識する必要があります。

市と市民が、このさいき創生のまちづくりの方向性を再度認識し、市と市民の協働（パートナーシップ）を基本に、連携してさいき創生に向けたまちづくりを推進します。

あわせて、それらを推進する人材育成に取り組みます。

(3) 持続可能な地域づくりの推進

本市は、地勢的に広範囲にわたり、市街地・山間部・海岸部それぞれの地域に自然環境や文化など様々な特色が見られます。引き続き、本市の一体感を醸成し、均衡ある発展に資するため、それぞれの地域が連携した地域づくりに取り組みます。

各施策の展開に当たっては、離島地域や振興山村地域など、地域の特性や実情を踏まえた取組を推進します。また、第2次佐伯市都市計画マスタープラン及び佐伯市立地適正化計画の策定により、市内全域の整備方針を定めるとともに、機能の誘導による持続可能なまちづくりを推進します。

(4) 計画的な財政運営

今後、一層の高齢化や人口減少、公共施設の老朽化など財政運営上の課題に加えて地域コミュニティ活性化への取組等、行政の役割は拡大する中、地方を取り巻く財政状況は更に厳しさを増していくことが予想されます。そのような中、市民ニーズや時代に応じた施策を具現化していくため、

『スクラップ・アンド・ビルド*』の考えの下、限られた財源・人材を必要な事業に集中し、将来世代の負担の軽減を図り、「さいきオーガニックシティ（持続可能な循環型共生社会）」に基づいた行政サービスを実現していきます。

(5) 行財政改革の推進

本市を取り巻く厳しい行財政環境の中にあっても、「将来世代への過度な負担を残さない持続可能な財政基盤」を確立するため、基金の取崩に頼った財政運営から、収支が均衡する財政構造へ改善し、人口減少社会に対応した適正な規模への行政運営の転換を図ります。

また、質の高い行政サービスを提供していくため、デジタル化による業務の改革や公共施設等マネジメントの推進、市民と共にまちづくりを担う協働型社会の実現など効率的・効果的な行財政改

革に継続的に取り組んでいきます。

（６）公共施設等総合管理計画の推進

全国的な課題でもある公共施設の老朽化問題等に対応するため、本市に数多くある公共施設の再配置（複合化、集約化、転用、廃止等による規模の適正化）や適切な維持管理による長寿命化等に取り組むことが求められています。

本市の目指すまちづくりと連携した持続可能な市政の実現と継続的な行政サービスの提供を図るため、公共施設の利用状況等の的確な把握による施設総量の適正化や適切な維持管理による施設の長寿命化等の取組を進めます。

（７）連携事業の推進

今後の公共施設の整備や運営について、行財政運営の合理化や健全化に努めながら市民サービスの一層の向上を図る公民連携手法を積極的に取り入れ、良好な公共サービスの充実と民間事業者の新たなビジネス機会の創出の両立を進めます。

また、市内金融機関や民間企業との包括連携協定や大分大学など県内の大学及び九州大学等との連携・協力協定による事業を積極的に活用し、地域経済・地域振興の活性化に取り組みます。

さらに、近隣市町村との広域的な連携により、多様化・複雑化する地域課題の解決や観光振興による地域の活性化などに取り組みます。

（８）SDGs（持続可能な開発目標）の推進

平成27年（2015年）に国連サミットで採択されたSDGsは、世界が抱える問題を解決するため、持続可能な社会をつくる17の目標と169のターゲットを定めており、国では「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現を目指し、経済、社会、環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組むこととされています。

地方自治体においても「地方創生の深化に向けて中長期を見通した持続可能なまちづくりが重要」「自治体におけるSDGsの達成に向けた取組は地方創生の実現に資する」とされており、経済、社会、環境の調和による持続可能なまちづくりを進めることが求められており、本市においても、SDGsに掲げられた17の目標の達成に向けた取組を行い、持続可能なまちづくりを推進します。



(9) 3つの横断的な視点による施策の推進

絶え間なく変化する社会経済情勢に対応するため、「シェアリング」「デジタル」「グリーン」の3つの横断的視点を意識した施策に取り組みます。

● シェアリング（連携・共有）

多様化・複雑化する市民ニーズへの対応や地域課題の解決など、持続可能な社会づくりには、行政、市民、企業が連携した取組が欠かせません。行政、市民、企業が持つ力を合わせ、取組を推進し、連携・共有することにより、活力にあふれた地域社会の実現に取り組みます。

● デジタル（DX*：デジタルトランスフォーメーション）

施策の推進に当たり、デジタル技術の活用を検討するとともに、誰もがデジタル化による利便性や豊かさを享受できる地域社会の実現に向けた取組を進めます。

● グリーン（GX*：グリーントランスフォーメーション）

豊かな自然環境の保全と地域経済の発展を両立させ、将来にわたり恵み豊かな生活を続けられることを目指し、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めます。

次ページ以降の評価の見方

①左側の評価・・・令和6年度評価

②右側の評価・・・令和7年度評価

③↑・・・前年度から評価が上がった項目

④→・・・前年度と評価が同じ項目

⑤↓・・・前年度より評価が下がった項目

1 豊かな自然環境と安全・安心な生活環境の創生 [自然・生活環境]

(1) 自然環境の保全

■ 現状と課題

総合評価B→B



本市には 山・川・海の豊かな自然環境があります。山間部においては、傾山、夏木山、桑原山に代表される急峻な山々が連なっており、ブナ・ツガ等の自然林が残っています。また、スギ・ヒノキの人工林も多く、豊かな森林資源を有しています。海岸部においては、リアスの変化に富んだ海岸線が美しい景観を創出しており、豊かな水産資源も有しています。河川においては、多くの支流を有した一級河川の番匠川と宇目地域の傾山系を源流とする中岳川、桑原川等は、宮崎県に流下する五ヶ瀬川水系の北川に合流しています。これらの豊かな自然環境は、水源となる山の豊かな森が河川を育み、その清流が豊かな海につながっています。健全な森林育成を行うことにより、その森林で育まれた栄養分は河川によって海に運ばれます。山と海をつなぐ河川は、連続体と考えられており、その上流、中流、下流によって水質や特性が変わります。

近年、森林所有者の高齢化等の影響で人工林が放置されたことに起因する森林の荒廃や河川整備等による水質の変化により、海に運ばれる栄養分が減少することが危惧されています。豊かな自然環境を持続するためには、山・川・海の物質循環を適正に保つことが不可欠です。

平成29年6月に登録された「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク*」は、宇目地域が登録地域となっており、自然環境を厳格に保護し、長期的に保全しなければならない核心地域（傾山山頂付近）、教育・研修などの学術的研究支援を目的とした緩衝地域（藤河内溪谷上流等）と、人が暮らし、地域社会や経済発展が図られる移行地域（核心・緩衝地域以外のその他の地域）からなります。登録後、様々なユネスコエコパーク*推進のための取組がなされてきましたが、これらの特性をいかし、SDGsを意識した事業活動を行い、世界的に認められた持続可能な発展を掲げる地域として、引き続き国際的な自然共生のまちを目指す必要があります。

また、本市は、市内全域に四季折々の花のにぎわいを創出することで、佐伯市のブランドイメージを高め、地域の活性化を図る「日本一の花のあるまちづくり」に取り組んでいます。平成31年2月に「さいき花の楽園構想」を策定、令和2年3月には、この構想を計画的に実行するために「さいき花の楽園構想実行計画」（3か年計画）を策定し、本計画に基づき、各地域における花の名所づくり、市民団体への花苗支給を行う「花のあるまちづくり事業」、「オープンガーデン」の登録、「花マップ」による情報発信など、市民・企業・行政の協働による花のあるまちづくりの推進に取り組んでいます。

今後も、花の名所の増加や拡張を行うとともに市民・企業との連携を図りながら、「花」を通じた市外からの誘客や地域コミュニティの構築など、人と自然が共生するまちづくりを推進する必要があります。

■ これからの基本方針

- ア 山・川・海の物質循環を適正に保ち、豊かな自然環境を保全します。
- イ 市民・事業者と行政が一体となった自然環境の保全に取り組みます。
- ウ 希少種、在来種等を開発等による生息地域の減少や特定外来生物等の脅威から守り、その保護と環境保全に努めます。
- エ ユネスコエコパーク*の理念「自然と人との共生」に向けた取組を推進します。
- オ 各地域におけるストーリー性をもった花木等の植栽や、市全体において四季を通して市内外から花が観賞できる日本一の花のあるまちづくりを目指します。
- カ 地域の特性をいかした再生可能エネルギーの活用による循環型共生社会を目指します。

■ 主な取組

B→A ア 山・川・海の物質循環保全

(ア) 森林保全

- a 保育施業*の推進
- b 緑の募金事業等による緑化活動
- c 森林ボランティア等の森林啓発活動
- d 未利用材等の木質バイオマス*の有効活用
- e 森林クレジット*の取組

(イ) 河川保全

- a 佐伯市清流保全条例に基づいた清流保全のための取組
 - (a) 風土や歴史、文化をいかした人と清流との共生の確保
 - (b) 市、市民、事業者がそれぞれの役割と責務を認識した協働による河川保全
 - (c) 河川愛護意識高揚の促進
- b 廃食油リサイクルの取組

(ウ) 海洋保全

- a 市民と行政による海岸清掃・漂着ごみの回収
- b 底曳き網に掛かったごみの回収
- c ブルークレジット*の取組

B→B イ 市民・事業者・行政が一体となった取組の推進

- (ア) 市内一斉清掃の実施
- (イ) 緑のカーテン苗の配布
- (ウ) 自然環境保全の啓発及び人材育成の推進

B→B ウ 希少種、在来種等の保護・保全の取組

- (ア) 市報、ホームページ、チラシ等での保護活動
- (イ) 佐伯市自然環境調査報告書を基にした生息地域の環境保全
- (ウ) 地域の自然環境を守り、継承するための協力体制の構築

B→B エ ユネスコエコパーク*の取組

- (ア) 研究者等専門家による調査研究の取組
- (イ) 宇目エコパークセンターを活用した情報発信と次世代育成事業の実施
- (ウ) 市内の小・中学校と連携して行う「エコパーク体感事業」の実施
- (エ) 古くから守り受け継がれてきた自然や食、文化を体感する市内外へ向けたイベントの開催
- (オ) ガイドの育成
- (カ) SNS*による情報発信

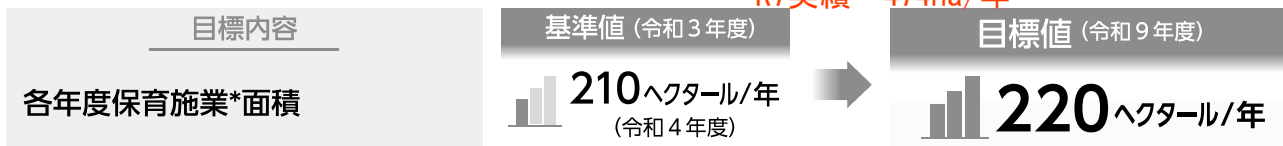
B→B オ 日本一の花のあるまちづくりの取組

- (ア) さいき花の楽園構想の推進
 - a 花苗等の支給事業など市民総参加による地域環境づくり
 - b 四季を通じて市内全域で花を観賞することのできる花の名所づくり

B→B カ 再生可能エネルギーの地産地消に向けた調査研究

■ 目標指標

A→A



D→D



B→B



B→B



宇目藤河内溪谷でのキャニオニング



小学生による生物調査



■ 現状と課題

ごみ処理については、「佐伯市一般廃棄物（ごみ）処理計画」に基づき取り組んでおり、ごみの総排出量はやや減少傾向となっていますが、人口減少の影響により年間一人当たりの排出量は増加している状況です。

燃えるごみの中には、リサイクル可能な紙や90%もの水分量を含む生ごみが多いため、今後も市民に対し市報等を通じ、ごみの分別ルールの徹底や減量についての啓発に取り組んでいくことが重要です。

加えて、ごみの中間処理施設（エコセンター番匠）については、設備の更新時期に差し掛かっているため、今後は設備更新及び建物保全を計画的に実施することが必要です。

また、産業廃棄物処理施設の周辺地域においては、施設周辺の環境整備及び周辺住民の利便性に寄与する施設整備等の事業を計画的に取り組めます。

本市の火葬場3施設（佐伯・弥生・蒲江）は、いずれの施設も竣工から年数が経過しており、各施設とも設備の経年劣化が進んでいます。施設の長寿命化を図る上で、個々の施設の効率の低い設備を高効率化することに努めることで、エネルギー消費量及び対策コストを削減しながら環境負荷の低減（CO₂排出の低減）に取り組む必要があります。

本市域で発生するし尿及び浄化槽汚泥の処理施設（クリーンセンター）は、下水道投入方式へと大規模改修したことで、電力消費量及び薬品使用量等の処理コストが大幅に縮減でき、環境負荷の低減（CO₂排出の低減）が可能になりました。引き続き施設を維持できるよう設備機器の更新や改修に取り組む必要があります。

動物愛護の観点の取組については、動物を飼養する世帯における犬や猫などの愛玩動物は、家族の一員としてかけがえのない存在となっています。

本市の犬の登録件数は、2,800頭前後で、年々減少傾向にあります。その一方で飼い主のいない猫による苦情等は増加する傾向にあるため、人と動物との共生社会実現に向けた対応として、犬・猫の適正な飼養と、飼い主のマナー向上が必要です。

■ これからの基本方針

- ア ごみの減量化や適正な処理を計画的に進めていきます。
- イ 中間処理施設（エコセンター番匠）の長寿命化を図ります。
- ウ 産業廃棄物処理施設における施設周辺の環境整備及び周辺市民の利便に寄与する施設整備に取り組めます。
- エ 火葬場施設の長寿命化を図る改修事業に取り組めます。
- オ し尿処理施設（クリーンセンター）の設備機器の更新と改修に取り組めます。
- カ 犬・猫の適正飼養の啓発と、飼い主のマナー向上を図りながら、特に飼い主のいない猫を減らし、適切な管理に取り組めます。

■ 主な取組

- B→A** ア ごみの減量化や適正な処理についての計画的な取組
- （ア）4R推進のための市報等による啓発活動の実施
 - （イ）生ごみリサイクル事業の実施
 - （ウ）ごみの適正な処理・分別方法の検討

- A→A** イ 中間処理施設（エコセンター番匠）の長寿命化

- B→B** ウ 老朽化した設備の更新や建物の保全
産業廃棄物処理施設における周辺市民の利便性の向上
（ア）処理施設周辺の道路の整備
（イ）処理施設周辺の生活環境の改善
- B→B** エ 火葬場施設の長寿命化
老朽化した施設及び設備の改修
- A→B** オ し尿処理施設の長寿命化
老朽化した設備機器の更新及び改修
- B→B** カ 犬・猫の適正飼養と飼い主のマナー向上
（ア）犬・猫の不妊去勢手術費用の一部助成
（イ）おおいたさくら猫プロジェクト*の推進
（ウ）佐伯市狂犬病予防推進協議会による啓発活動

■ 目標指標

A→A



B→C



B→C



キエーロマン



ゴーヤ苗配布



■ 現状と課題

市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として市営住宅を設置しています。住宅の困窮者に安い家賃で賃貸するとともに、入居者の様々なニーズに応えることも必要です。

この状況に適切・迅速に対応できる管理運営を目指し、集約や改修等を含めた市営住宅のライフサイクルコスト*の縮減（ライフサイクルCO₂*の低減につながる）と高齢者や障がいのある人等への配慮について、計画的に推進する必要があります。

あわせて、地震による建築物の倒壊等の被害から生命と財産を保護するため、また持続可能な住環境の整備による低炭素社会実現（既存改修は、再建築するよりもライフサイクルCO₂*の低減につながる）のためにも、耐震診断、耐震改修を計画的に推進する必要があります。令和4年度末現在の耐震化率は、一般住宅72.5%、特定建築物*82.2%、市有建築物92.6%となっています。そのため災害に対する市民の安全を確保し、低炭素社会の実現を目指す上で、引き続き計画的に耐震化を促進する必要があります。

また、近年では人口減少による過疎化の進展により、周辺部はもとより市街地においても空き家が増加しています。空き家の中には、長期間放置されていることで倒壊が危ぶまれるものや植栽の繁茂により近隣住民の生活環境に悪影響を与えるものがあります。空き家の増加の要因としては所有者（法定相続人等も含む。）の管理意識の希薄化によるものなど所有者ごとに様々な要因があります。今後においても、現状把握を行いながら、老朽危険空き家の除却促進と所有者に対する適切な指導・助言を行う必要があります。

■ これからの基本方針

- ア 市営住宅が将来にわたって市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与できるようにするため、良好で安全な状態で維持管理するとともに、利用者の要望などに対する迅速な対応を目指し、高質な維持管理体制を整備します。
- イ 災害に対する市民の安全を図り、低炭素社会を実現するため、市内の住宅、特定建築物*及び市有建築物の耐震化の促進に取り組みます。
- ウ 保安上危険な住宅の除却事業を推進し、良好な住環境の確保に取り組みます。

■ 主な取組

- B→B** ア 市営住宅の適正な維持管理
 - (ア) 管理代行制度・指定管理者制度による低コスト化や徴収率向上等に向けた円滑な管理運営
 - (イ) 用途廃止・集約等による市営住宅のライフサイクルコスト*の縮減
 - (ウ) 高齢者・障がいのある人等に対する入居募集時の配慮や安全設備対策の充実
- A→A** イ 一般住宅・特定建築物*・市有建築物の耐震化の促進
耐震診断・耐震改修を行う市民への助成
- B→B** ウ 不良住宅の除却促進
 - (ア) 老朽化により倒壊するおそれのある危険空き家除却への助成
 - (イ) 老朽危険空き家所有者等への適正管理に係る指導・助言

■ 目標指標

B→C



B→B



A→A



A→A



大分県・市町村による 子育て・高齢者世帯向け

住宅リフォーム支援制度

ご案内

子育て支援型

対象工事費の20% 最大30万円 補助

高齢者バリアフリー型

対象工事費の20% 最大30万円 補助

三世同居支援型

対象工事費の50% 最大75万円 補助

市町村によっては上限あり

対象工事例は裏面に書くください。

大分県土木建築部建築住宅課企画調査課 TEL 097-506-4677

住宅リフォーム補助金

「木造住宅の耐震化」補助制度のご案内

対象は「木造戸建て住宅」と「木造のアパート」です。

耐震アドバイザー派遣

対象 費用は 無料!

耐震診断

対象 費用、初年度費用は 5,500円!

耐震改修

対象 補助額は最大で 100万円!

〇 補助を申し込みたいが、耐震診断・耐震改修は、どこの会社に頼めばいいの?

「お住まいの自治体」のホームページをご覧ください。

〇 お問い合わせ先 大分県土木建築部建築住宅課企画調査課 TEL 097-506-4677

木造住宅の耐震化補助制度

■ 現状と課題

本市の都市公園の施設及び遊具は、耐用年数を経過し老朽化しているものがあります。また、城山歴史公園の登山道及び施設も経年劣化しており、早急な整備を行う必要があります。

そうしたことから、老朽化した公園施設の更新等を計画的に行う必要があります。

また、城山歴史公園の老朽化した施設及び登山道の整備や、豊かな生態系を守りながら、佐伯城跡を保存し有効に活用するための景観環境を整備する必要があります。

公園緑地は人々に潤いのある生活を担保し、市街地の景観の向上にも寄与しています。一方で、維持管理が大変なことや荒廃が進行しているところもあり、質・量ともに停滞している現状があります。そうしたことから公園緑地の保全や緑化の推進について、計画的に推進します。

■ これからの基本方針

ア 公園緑地の新たな活用方法や仕組みを検討し、都市計画公園等の整備見直しに計画的に取り組みます。

イ 都市公園等の整備を行い、効率的な維持管理に努め、住みよいまちづくりに取り組みます。

ウ 城山歴史公園を市民の憩い・交流・学習・集い・活動・健康づくりの場所として整備し、さらに観光資源としての魅力づくりを図ります。

■ 主な取組

A→A ア 緑の基本計画による公園緑地や都市公園の計画的な整備の取組

(ア) 都市公園整備の促進等

(イ) 公園緑地の新たな活用方法の検討

A→A イ 公園施設の効率的な維持管理

老朽化した施設及び遊具の更新

A→A ウ 城山歴史公園の整備

(ア) 老朽化した施設及び景観に配慮した登山道の整備

(イ) 自然環境と調和のとれた間伐・除伐及び剪定

■ 目標指標

A→A

目標内容
都市公園数及び面積(総数)

基準値(令和3年度)
38 か所
108.48ヘクタール

R7実績 39か所
107.80ヘクタール

目標値(令和9年度)
39 か所
108.63ヘクタール



城山歴史公園



池船児童公園



■ 現状と課題

本市は、歴史や文化に育まれた街並みや集落、自然美豊かな海岸、河川、森林など多くの良好な景観に恵まれています。そのような中、景観計画を定めるため、景観法（平成16年制定）に基づき「景観法を活用した景観行政を推進する公共団体」として、平成29年3月1日に景観行政団体となりました。

令和2年3月に策定した佐伯市景観計画では、海岸、河川、森林など豊かな自然景観や、その恵みを受けた集落の景観、歴史的、文化的な街並み景観などの良質な景観を保存・継承することで地域の特色を出し、さらにその景観をいかし、周辺の街並みを整えることで観光振興を図るなど、魅力的な景観づくりを推進するための方針や基準を定めました。今後も市民と事業者、行政が一体となって景観を形成する必要があります。

■ これからの基本方針

まちの特徴であり、市民の財産である多くの美しい自然景観や心安らぐ街並みなど、長い年月により築かれた景観を市民と事業者、行政が一体となって“守り・育てる”ことで良好な景観形成を促進します。

■ 主な取組

- A→B** ア 市民・事業者・行政が一体となった景観の形成
 (ア) 景観ガイドラインの作成
 (イ) 景観意識を高揚するための啓発事業の実施

■ 目標指標

C→B

目標内容	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
景観ワークショップの開催(総数)	0回	10回
	R7実績 5回	

A→A

目標内容	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
景観重要建造物及び景観重要樹木の指定(総数)	0か所	5か所
	R7実績 4か所	



歴史と文学の道



■ 現状と課題

南海トラフ地震の発生が危惧され、近年は台風や集中豪雨等の自然災害も多発している中、「災害は、いつでもどこでもやって来る」という認識の下、これまで市民の生命・身体及び財産を守るために、避難地・避難路の整備、防災行政無線の整備及びデジタル化、津波避難地案内標識の設置、大型備蓄倉庫の整備、津波対策用備蓄倉庫の助成等を行いました。現在、非常時に情報を迅速かつ正確に伝達するため、防災・行政ラジオを配布しているところですが、今後、難聴エリアの解消に向けて施設整備を行う必要があります。

市民の生命・身体及び財産を守ることに限界があることから、被害を最小化するために市民一人一人の防災意識の向上が重要です。また、生命を守るために自助・共助の強化も欠かすことはできません。防災意識の高い地域も一部にはありますが、市内一斉の地域避難訓練の参加者数の伸び悩みや参加者の固定化・高齢化等から、市民全体の防災意識の醸成が課題です。また、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全確保及びその防災活動を支援するための対策として、自ら避難することが困難な人を対象とした支援に取り組むほか、避難誘導體制、物資・資機材等の整備を行い、要配慮者の救援活動が行えるよう対策を講じることが必要です。

加えて、消防職員・団員へ寄せる市民の期待は年々高まっています。この期待に沿えるよう今後も消防職員と団員の合同訓練を実施し、連携強化を図るとともに、迅速・的確な現場活動を行うことが必要です。あわせて、装備・機材の充実も図り、地域防災力の強化に取り組み、相互応援体制の一層の充実強化を図ることが重要です。

また、大規模災害からの復旧が長期化すると、地域の活気の喪失につながります。そのため、平時から復興に必要な情報を整理し、手順や体制を整えておくこと、復興後の地域の将来像を検討し、必要な備えを実施していくことが重要です。

■ これからの基本方針

- ア 南海トラフ地震等の大規模災害を想定した国・県の各種計画に沿って、市民の命を守ることを最優先とし、津波避難施設等の整備や防災意識の醸成並びに事前復興計画の策定等に取り組み、災害に強いまちづくりを進めます。
- イ 防災情報の伝達を強化するための、防災情報システムの無線化に加え、防災・行政ラジオの配布及びラジオ中継局整備による無線化を進めます。
- ウ 津波や大規模な風水害から命を守るため、自助に加え、地域コミュニティを中心とした共助により被害を最小限に抑える取組を強化します。
- エ 他市町村や各種業界との防災協定締結による連携強化を図ります。
- オ 大規模災害時に被災者の生活が長期となることが想定されることから、拠点となる避難所の環境改善に向けた整備を行います。
- カ 風水害時の流木による被害拡大を防ぐため、立木伐採後の適切な片付けや河川沿いの樹木の伐採等、災害に強い森林・河川づくりを検討します。
- キ 消防団員の確保や消防職員及び消防団員の相互連携、安全対策の推進、装備の充実・強化に取り組めます。
- ク 大規模災害時に備え、通信体制の充実、強化を図るとともに、防災拠点となる庁舎の老朽化対策等の維持管理及び他機関との情報共有体制構築に向けた庁舎改修の整備を行います。
- ケ 大規模災害時に備えるための災害ボランティアに必要な知識や技術の習得、人員の確保などに取り組めます。

コ 要配慮者の安全確保及びその防災活動の支援を行うための対策に取り組みます。

■ 主な取組

- A→A** ア 防災施設・設備等の整備
(ア) 避難地、避難路等の改修
(イ) 大規模災害時の復興に備えた事前復興計画策定の推進
- B→B** イ 防災情報伝達の強化
(ア) 防災・行政ラジオの配布
(イ) ラジオ中継局整備による防災・行政ラジオシステムの無線化
(ウ) ケーブルテレビ佐伯及びエフエムさいきとの連携強化
- A→A** ウ 防災意識醸成の取組
(ア) 防災士の育成、スキルアップの取組
(イ) 防災講話・防災講演会の開催
(ウ) 地域避難訓練及び弾道ミサイルを想定した避難訓練の実施、自主防災組織の育成
(エ) 防災教育の充実
(オ) 緊急避難グッズの備えや家具等の転倒防止の啓発
- A→A** エ 防災協定による連携強化
(ア) 既に防災協定を締結している各種業界との連携強化
(イ) 新たな業界との連携拡大
- B→B** オ 避難所の環境改善の取組等
(ア) 拠点となる避難所の空調設備等の検討
(イ) 広域的避難を円滑に行うため海岸部と山間部の地域間連携の強化
- B→A** カ 災害に強い山林・河川整備の促進
(ア) 災害に強い森林づくり
(イ) 河川の堆積土撤去・改良
- C→B** キ 消防職員と消防団員の連携強化の取組
(ア) 消防団員の処遇改善や地域コミュニティの実情に即した機能別団員*の募集等による団員の確保・育成
(イ) 合同訓練の実施
(ウ) 消防団の装備・機材の充実
- B→B** ク 庁舎及び消防通信体制の整備・強化の取組
(ア) 防災拠点となる庁舎の維持管理と他機関との情報共有体制の構築
(イ) 消防指令業務共同運用における出動指令等を行う通信ネットワークの構築、維持管理
(ウ) 大規模災害での消防活動における情報共有システムの運用要領を構築し、現状消防力の強化
(エ) 光回線に対応させるシステムの構築
(オ) ドローン等の映像配信機能を活用できる画像伝送システムの構築
- A→A** ケ 災害ボランティアの取組
災害ボランティアネットワーク協議会*を中心とした訓練・研修などによる災害ボランティアの育成とスキルアップの推進
- B→B** コ 要配慮者への支援
避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）作成の推進

■ 目標指標

目標内容	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
→C 地域避難訓練の参加者率	14.8% R7実績 13.40%	20.0%
目標内容	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
D→D 防災・行政ラジオの配布率	69.2% R7実績 71.85%	80.0%
目標内容	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
C→C 消防団員数 女性消防団員(内数)	1,540人(総数) (16人)(令和4年度) R7実績 1,409人(総数) (21人)	1,536人(総数) (30人)
目標内容	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
A→A 避難行動要支援者避難支援プラン (個別計画)の策定地区数	242地区 (全368地区) (令和4年度) R7実績 251地区 対象不在：90地区	306地区



出初め式放水点検



小型ポンプ操法



水防訓練

2 暮らしと産業を支える生活基盤の創生 【生活基盤】

(1) 水道の整備

総合評価A→A



■ 現状と課題

水道事業においては、水道水の安全性保持、老朽化施設の更新、地震等の災害への対応等の課題がある中で、少子高齢化等による給水人口、料金収入の減少に伴い、水道事業の経営は厳しさが増していきと考えられます。

本市では、平成30年度から簡易水道事業を上水道事業に統合し、公営企業会計として一体的な経営を行うとともに、「佐伯市水道ビジョン」（平成29年3月）を踏まえた上で、将来にわたって市民の皆様へ安全で安定的な水道水を供給するため「佐伯市水道事業経営戦略」を令和3年3月に策定しました。

今後も安定的で持続可能な水道事業の経営を図ることが課題です。

■ これからの基本方針

ア 「安全」、「強靱」、「持続」の水道事業を経営します。

イ 事業の効率化、経費削減に努め、経営基盤の強化を図ります。

■ 主な取組

- B↑A** ア 水道施設の整備
老朽化した管路の更新による耐震化
- A→A** イ 安定した経営基盤の確立
(ア) 令和4年度料金改定の効果検証
(イ) 継続的なコスト削減
(ウ) 経営基盤強化のための次期料金改定（令和9年度予定）に係る適切な実施時期、改定幅の具体化

■ 目標指標

目標内容

B↑A 老朽化した管路の更新による耐震化

基準値（令和3年度）



26.3%

R7実績

目標値（令和9年度）



29.7%



老朽化した管路の更新による耐震化①



老朽化した管路の更新による耐震化②

総合評価C→C

(2) 下水道の整備



■ 現状と課題

下水道は、快適な生活環境の確保や河川等の水質保全を図る污水处理機能等を備えており、安全な市民生活には欠くことのできない基幹施設です。本市は、1市5町3村が合併して九州一広い面積を有する市となりました。生活排水処理施設の整備手法も合併前の人口規模や地域に応じたものとなっており、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、小規模集合排水処理施設整備事業、浄化槽市町村整備推進事業及び浄化槽設置整備事業（個人設置型）により推進しています。このように点在する多くの污水处理施設を最適かつ効率的に整備していく必要があります。また、住民の高齢化や独居世帯の増加により、下水道への接続や合併処理浄化槽の設置意欲が低下しており、転換促進が進んでいません。令和3年度末の普及率は79.0%、処理率は70.3%となっています。このような状況を踏まえ、更なる生活排水対策の推進が必要となっています。



処理場見学

■ これからの基本方針

- ア 「佐伯市生活排水処理施設整備構想」の見直しを行い、生活排水処理施設の整備促進に取り組みます。
- イ 下水道区域内の未整備地区の解消及び合併浄化槽設置に対する補助金制度の継続や、生活排水に関する啓発活動を実施することで普及率・処理率向上を図ります。

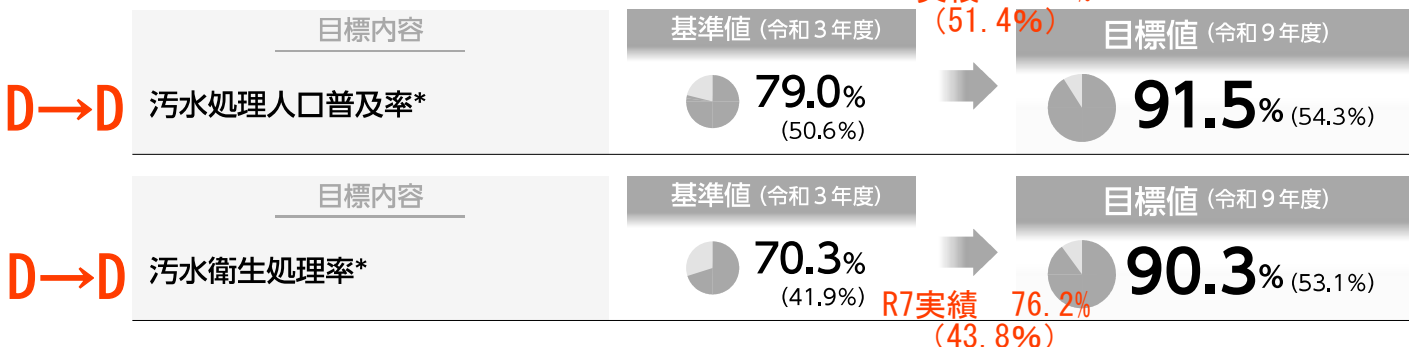
■ 主な取組

- B→B** ア 下水道施設の整備
 - (ア) 污水处理施設の最適かつ効率的な整備
 - (イ) 老朽化した施設（管路等）の更新
- B→C** イ 普及率、処理率の向上
 - (ア) 広報活動の強化と戸別訪問等の普及促進活動の実施
 - (イ) 浄化槽整備事業補助金の実施（個人設置型）
 - (ウ) 下水道区域内における私道への整備の実施



マンホールカード

■ 目標指標



() は下水道（公共・農集・漁集・特環）の普及率及び処理率

(3) 道路・情報インフラの整備



■ 現状と課題

道路については、東九州自動車道を始め、国道、県道、市道の整備に取り組んできました。

東九州自動車道では、国が策定した「高速道路における安全・安心基本計画」で「大分宮河内IC～佐伯IC間」が優先整備区間に選定され、令和4年3月に「津久見IC～佐伯IC間」の一部約3.3kmにおいて4車線化が事業着手となりました。今後は「臼杵IC～佐伯IC間」の未着手区間における4車線化の早期事業化に向けた取組を推進する必要があります。

本市の主要道路である国道・県道等地域ネットワークの構築については、各地域間を結ぶ循環型道路網の整備が求められています。

市道及び都市計画道路については、地域特性や市民ニーズ、交通量等を踏まえ、歩行者・自転車利用者の安全・安心を考慮し計画的な整備を行うとともに、低炭素化に向けた道路整備の取組が課題となっています。

加えて、道路インフラの老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修等のメンテナンスサイクル*を実施する必要があります。

また、公共工事を推進する上で、建設発生土の処理に苦慮している状況であり、積極的な工事間流用を推進するとともに、工事の円滑な進捗に支障を来たさないよう建設発生土受入地を確保することが課題です。

情報インフラの整備については、ICT*による地域の課題解決につながる取組が必要となる中で、その前提となるケーブルテレビ施設の更新による光ファイバ網の整備で放送、通信環境の高度化を推進していく必要があります。今後の農林水産業、観光、防災、医療・介護等の分野において高度な無線システムによるIoTサービスの利用が拡大し、5G、Wi-Fi 等の多様な無線局の活用促進のための整備が求められています。

また、今後のICT*活用に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策の「新しい生活様式」やスマートフォン等の普及といった社会情勢の変化や、生産年齢人口の減少といった人口構造の変化、AI、RPA、IoT等の技術革新等、技術や社会の潮流の変化が進行しており、このような環境変化に適切に対応した取組が必要です。

■ これからの基本方針

《道路インフラの整備》 総合評価B→A

- ア 東九州自動車道の優先整備区間において、「臼杵IC～佐伯IC間」の未着手区間における4車線化の早期事業化を目指し、国、県及び関係機関に要望していきます。
- イ 国道や主要県道の整備については、国や県に積極的に働きかけるとともに、各地域間を結ぶ循環型道路網の整備に取り組みます。
- ウ 地域の身近な道路である市道については、地域特性や市民ニーズ、交通量等を踏まえ、低炭素化に向けた安全・安心な道路整備を行います。
- エ 第2次佐伯市都市計画マスタープランを策定し、都市計画道路の見直しや整備を促進します。
- オ 道路インフラのメンテナンスサイクル*を構築し、橋りょう、トンネル等の整備を計画的に行います。
- カ 公共工事の推進に向けた建設発生土受入地の確保を行います。

《情報インフラの整備》 総合評価A→A

- ア 情報通信の基幹施設であるケーブルテレビ施設の更新を推進します。

イ ICT*を有効活用し、市民と行政をつなぐ、便利でやさしい行政サービスを推進します。

■ 主な取組

《道路インフラの整備》

- B→B** ア 東九州自動車道4車線化の取組
市及び期成会等による国・県・関係機関への要望活動
- B→B** イ 国道、県道の整備促進の取組
市及び期成会等による国・県への要望活動
- C→B** ウ 市道整備の取組
(ア) 地域の安全や利便性向上のための道路整備
(イ) 地域特性や地区要望を踏まえた道路整備
(ウ) 維持補修の実施
- A→A** エ 都市計画道路の整備促進の取組
(ア) 都市計画道路網の見直し
(イ) 都市計画道路の整備順位の決定
- A→A** オ 橋りょう、トンネルの整備
(ア) 長寿命化計画による維持補修
(イ) 長寿命化計画による耐震化
- B→B** カ 建設発生土受入地の確保
高速道路の4車線化、国道・県道・市道の整備、河床掘削等で発生する建設発生土受入地の確保



馬場常盤線

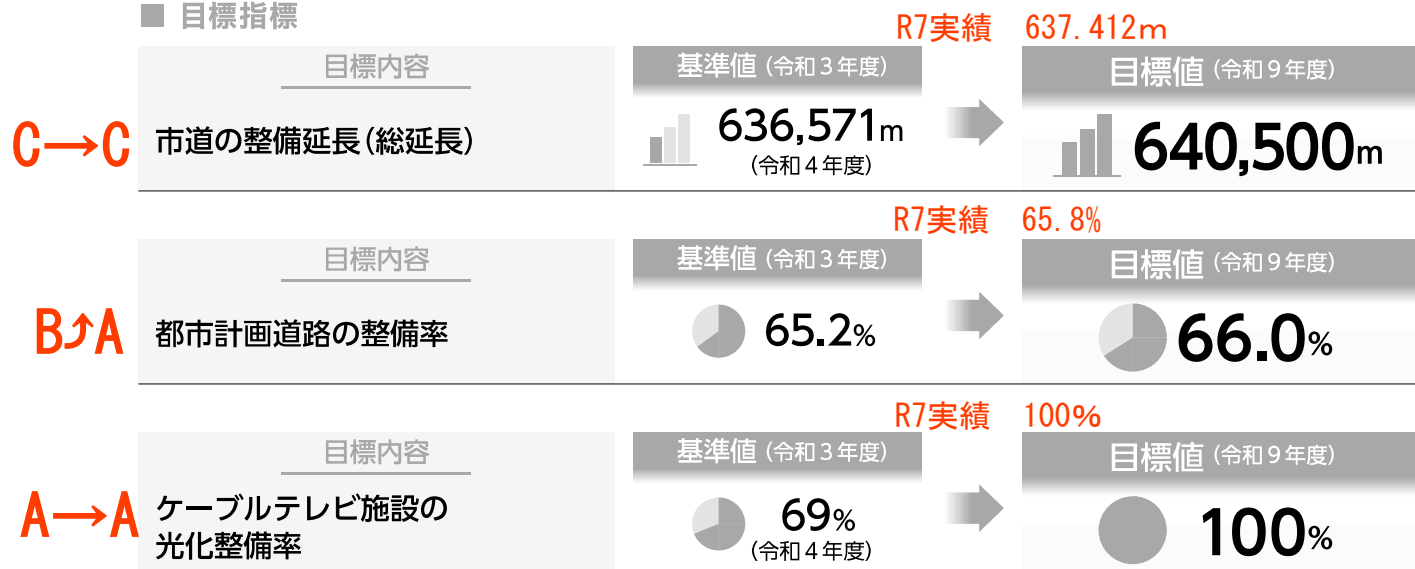


東九州自動車道佐伯 IC 付近

《情報インフラの整備》

- A→A** ア ケーブルテレビ施設の更新
(ア) ケーブルテレビ施設の光ケーブル化の促進
(イ) 施設更新に伴う使用料改定の推進
- A→A** イ ICT*を活用した行政サービスの推進
(ア) 市民の利便性向上のため、行政手続のデジタル化等を推進
(イ) ICT*・データを活用した効率的で持続可能な行財政運営の推進

■ 目標指標



■ 現状と課題

市民生活の交通手段を確保するため、令和3年10月から既存の民間路線バスの一部を除きコミュニティバス*化し、路線維持に努めるとともに、交通事情や地域の特性に応じたコミュニティバス*の運行等により、生活交通手段の確保に取り組んできました。しかし、利用者の低迷等により厳しい経営が続いていることから、交通体系の整備を図ります。

鉄道に関しては、日豊本線の高速複線化や東九州新幹線の早期実現など、利用者促進と観光客増につながる取組が求められています。

離島航路は、利用者が減少しており、その利用促進が課題です。島民唯一の交通機関であり、生活物資の輸送や通院等においても重要な航路であるため、蒲江・深島航路及び大島・佐伯航路は、市直営で運航を行っています。宿毛フェリーは、現在運行を休止している状態であり、今後の運行再開に向けた取組が課題です。

■ これからの基本方針

- ア 路線バスやコミュニティバス*の役割分担、更にはデマンド方式*による乗合タクシー等、住民のニーズに応じた新たな交通手段の導入を検討し、住民が安心して暮らし続けることのできる、利用しやすい交通体系を整備します。
- イ 広い本市において、将来の過疎地域における交通手段を考える中で、自家用有償旅客運送*等の導入が不可欠と考えられることから、その在り方について調査・研究を行います。
- ウ 鉄道・航路等の交通手段の確保に取り組めます。

■ 主な取組

- A⇓B** ア 民間路線バスとコミュニティバス*を組み合わせた公共交通網の整備
 - (ア) 地域公共交通計画及び利便増進計画の策定による路線バスやコミュニティバス*、乗合タクシー等の効率的な組合せによる運行
 - (イ) 自動運転の実用化による公共交通機関の調査・研究
 - (ウ) 市内循環バス導入についての調査・研究
- A→A** イ 過疎地域における交通手段の検討
 - (ア) 自家用自動車を活用した相乗りによる移動手段など、自家用有償旅客運送*の調査・研究
 - (イ) 旅客運送と貨物運送との事業の「かけもち」による貨客混載の調査・研究
- A→A** ウ 鉄道及び航路に関する取組
 - (ア) 鉄道に関する取組
 - a 日豊本線高速度複線化等の要望
 - b 東九州新幹線の早期実現に向け、基本計画から整備計画への格上げの要望
 - (イ) 航路に関する取組
 - a 離島航路の生活交通路線の確保・維持
 - b 宿毛フェリーの運航再開に向けての協議

■ 目標指標

D→D

目標内容	基準値 (令和3年度)	R7実績	目標値 (令和9年度)
コミュニティバス*の1便当たりの利用率	4.0人/便 (令和4年度)	3.6人/便	5.0人/便

■ 現状と課題

「佐伯市中心市街地活性化基本計画」（平成28年3月策定）を引き継いだ「佐伯市市街地グランドデザイン」（令和2年3月策定）に基づき、中心市街地のまちづくりの目標である『「人が集う街」の実現』を目指して、官民で連携をとって各種事業に取り組んでいます。

佐伯市市街地グランドデザイン第1期実施計画の重点エリアの一つである城下町エリアでは、地元商店街と連携してさいき城山桜ホールを拠点に周辺の広場や道路を活用し、人が集い、にぎわうイベント等の事業を創出しています。今後は既存の施設（城下町観光交流館、歴史資料館、大手前情報発信館等）との関連の中で、エリア内の人の流れを活発にし、まちの魅力を更に高め、より質の高い居住環境を形成することが課題です。

もう一つの重点エリアである駅前・港エリアでは、葛港市場をにぎわい創出の核となる施設に整備するとともに周辺の景観を整え、また、駅前から葛港までのエリアのつながりや離島航路との連携を図ることによって、佐伯市の玄関口にふさわしいまちづくりの検討を進めていく必要があります。

■ これからの基本方針

ア 佐伯市市街地グランドデザインに掲げた事業を実施することにより、交流人口、観光客の増加促進を目指すとともに便利で過ごしやすく人が集うまち、人々が活発に交流しあうまちづくりを図ります。

■ 主な取組

B→C ア 佐伯市市街地グランドデザインに基づく取組

(ア) 城下町エリアの取組

- a さいき城山桜ホールを中心にした、城下町エリアの総合的な「人の流れ」をつくる事業の実施
- b 大手前公園等さいき城山桜ホール周辺の広場を活用した人が集うイベント等の実施

(イ) 駅前・港エリアの取組

- a 葛港市場にぎわい拠点施設（仮称）及び周辺の道路、公園、景観の整備
- b 葛港市場にぎわい拠点施設（仮称）を中心とした人が集うイベントや観光客の増加促進に向けた取組への支援

■ 目標指標

D→D

目標内容	基準値 (令和3年度)	R7実績	目標値 (令和9年度)
歩行者通行量(中心市街地)	2,686人/日	1,873人/日	3,100人/日

A→A

目標内容	基準値 (令和3年度)	R7実績	目標値 (令和9年度)
まちづくり交流人口	337,991人/年	403,655人/年	371,790人/年

3 健康で安心して暮らせる共生社会の創生 [保健医療福祉]

(1) 地域医療と健康増進の充実

総合評価D↑C



■ 現状と課題

少子高齢化の進行や疾病構造の変化、医療技術の進歩など保健医療を取り巻く状況が変化することで、医療需要の増加が見込まれることから、救急医療体制の確保やへき地における医療体制の維持、福祉機能との連携など地域の現状や高齢化の進展を含む医療ニーズを踏まえた上で、地域の特性に応じた医療提供体制を整備していく必要があります。

主な死亡原因はがんと循環器疾患（脳血管疾患と心疾患）の三大生活習慣病であり、健康寿命の延伸を図る上でこれらを予防することは重要な課題です。市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組むためには、がん検診や特定健康診査等を受診しやすい体制整備が必要です。また、子どもの頃からの健康に関する正しい知識の普及・啓発や専門職による保健指導等を、地域や関係機関との情報共有を行いながら連携して取り組み、生涯を通じた健康づくりを推進する必要があります。

こころの健康については、本市の自殺による死亡率は全国平均と比べて依然高い状況です。自殺の危険性が高い層への支援、家族や職場でのこころの健康づくりの推進、相談しやすい体制づくりの強化、自殺予防についての正しい理解と知識の普及・啓発が必要です。

■ これからの基本方針

- ア 医療需要に対応した地域医療体制の整備を推進します。
- イ へき地診療機能の維持や医療と介護の連携により、市民が安心できる医療体制の整備を推進します。
- ウ 各種健診体制の整備と専門職による市民への知識の普及・啓発及び保健指導等により、生涯を通じた健康づくりを推進します。
- エ 市民、行政、企業、関係機関・団体等が総ぐるみでつながり支えあう社会を目指して自殺予防対策を推進します。

■ 主な取組

- B→B** ア 医療従事者の確保・養成
 - (ア) 県、市医師会等の医療関係機関との連携・支援
 - (イ) 佐伯地域保健委員会の機能強化
- B→B** イ へき地医療の維持
 - (ア) へき地診療機能の維持
 - (イ) 住み慣れた地域で外来や在宅の医療が福祉サービスと共に安定的に受けられる地域包括ケアシステム*の推進
 - (ウ) ICT*技術を活用した遠隔医療サービスの提供等の検討
- B→B** ウ 健康づくりの推進
 - (ア) 特定健康診査等及び各種がん検診（肺・胃・大腸・子宮・乳がん）の体制整備
 - (イ) 生活習慣病（循環器疾患や糖尿病等）の発症・重症化を予防するための専門職による保健指導
 - (ウ) 健康相談、健康教育、家庭訪問等を通じた集団・個別の保健指導及び栄養指導
 - (エ) 一人一人が主体的に健康づくりに取り組むための正しい知識の普及・啓発
 - (オ) 地域一体となった減塩等の食環境づくりの取組

(カ) 地区組織等への支援及び育成

D↑B エ 自殺予防対策の推進

(ア) 精神科医療、保健、福祉等の各施策を段階に応じて効果的に連携し、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる取組の推進

(イ) 自殺予防対策のための、人材育成、自殺予防教育その他の施策など関係機関と連携した取組の推進

■ 目標指標

D→D



D→D



D→D



D→D



D→



食生活改善推進協議会による啓発活動



高齢者サロンでの健康教育・健康相談

総合評価A→A

(2) 地域で支える福祉活動の推進



■ 現状と課題

平成30年度に「佐伯市地域福祉計画」の見直しが行われ、その下位計画として「佐伯市高齢者福祉計画」「介護保険事業計画」「佐伯市障がい者計画」を策定しました。また、それぞれの計画において共通する目標として「共生社会の実現（創生）」がうたわれており、高齢者、障がい者に関わらず誰もが安心して暮らせる環境整備、断らない包括的な伴走体制の構築を目指して重層的支援体制整備*等を推進しています。

障がい福祉の面では、「ノーマライゼーション*」の理念を更に浸透させ、障がいのある人が自らの意思選択により自立する生活の創造、あらゆる社会経済活動へ参加することのできる社会の構築、更に「共生社会の実現」を目標として、施策を推進してきました。しかし、高齢の親が障がいのある子どもの介護をし続ける「老障介護」や就労の促進、自立した生活の確立、施設入所している障がい者を地域での生活に転換する「地域移行支援」などが課題です。福祉サービスは、保護者の支援につながるものでもあるので適切に提供することが必要です。

また、本市の高齢化率は令和2年度には40%を超え、国より早いスピードで高齢化が進んでいます。この傾向が続けば、いずれは1人の若い世代が1人の高齢者を支える「肩車社会」となり、若い世代だけでは支えることができなくなります。また、高齢者の単身世帯や高齢夫婦のみの世帯が増え、家族の介護力の低下が起こるとともに、複合的な課題を抱えた世帯も増えています。一方、介護サービス等を提供する事業所では、担い手不足が大きな課題になっています。

このような現状を解決するためには、元気高齢者等を増やし、高齢者や障がい者になっても住民が主体的に支え合う地域づくりを行い、地域活力の創出の担い手を維持することが重要です。また、生活上の困難を抱える人への包括的支援体制の整備も必要です。

これらの課題に対応する環境づくりを進めるためには福祉諸問題に対して行政、関連団体、市民の関係を超えて連携が必要であり、今後も人にやさしいまちづくりの実現のために施策展開を進める必要があります。

■ これからの基本方針

- ア 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、「我が事*」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと*」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向け取組を推進します。
- イ 障がいのある人がライフステージの全ての段階において、その能力を最大限に発揮しながら、自らの意思により選択・行動し、自立する生活の創造を目指すとともに、あらゆる社会経済活動へ参加することができ、障がいの有無に関わらず、誰もが尊重し合い、「やさしさ」と「思いやり」に満ちた「共生社会」の実現を目指します。
- ウ 住まい、医療、介護、予防及び生活支援を一体的に提供し、高齢者の生活を地域社会で切れ目なく支援する地域包括ケアシステム*を深化・推進します。

■ 主な取組

- A→A ア 地域共生社会実現の取組
 - (ア) 重層的支援体制整備*の推進
 - (イ) 「我が事*」、「丸ごと*」の地域づくりを育む仕組みの展開
 - a 新たな地域コミュニティ組織づくりの取組（再掲）



オレンジウォークキャラバン

b 災害時における要配慮者への支援（再掲）

- A→A** イ 誰もが尊重し合い、「やさしさ」と「思いやり」に満ちた共生社会実現の取組
- （ア）障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援
 - （イ）障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施と充実
 - （ウ）入所・入院等からの地域生活移行・地域定着の支援や就労支援等のサービス提供体制の整備
 - （エ）障がい者のスポーツ、文化活動等の振興と雇用・就業、経済的自立の支援
 - （オ）障がい児の健やかな育成のための発達支援
- A→A** ウ 地域包括ケアシステム*を深化・推進する取組
- （ア）高齢者の社会参加や生きがいづくりの促進
 - （イ）高齢者の見守りや生活支援サービス、居住環境整備の充実
 - （ウ）生活機能を維持・向上する自立支援、介護予防・重度化防止の推進
 - （エ）在宅医療・介護を一体的に提供するための医療・介護連携の推進
 - （オ）認知症に対する啓発や認知症の人やその家族を支える体制の整備
 - （カ）地域の助け合いを促進する生活支援体制の整備
 - （キ）民間活力を用いた地域包括支援センターの機能強化
 - （ク）介護保険事業の推進と介護給付の適正化

■ 目標指標



新女島楽生会お茶の間クラブ

総合評価A→A

(3) 子どもたちが健やかに育つまちづくり



■ 現状と課題

保育所等の待機児童の解消を主な目的として取り組み、待機児童0人を達成してきました。

今後、子どもの数が減少していくことと女性の就業率の増加を見据え、公立幼稚園の閉園と合わせた認定こども園への移行推進に伴う幼児教育・保育環境の更なる充実が課題となります。

あわせて、核家族化の進行や共働き世帯の増加など家族形態の多様化が進み、子どもを取り巻く環境が変化していることから、母子保健や子育て支援サービスの充実など、地域ぐるみによる妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や子育て世代が安心して子どもを生み育てられる持続可能な子育て環境づくりが求められています。

また、家庭や地域においても、子どもの貧困、子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感・不安感の増大といった問題も生じており、引き続き、地域の子育て家庭への支援が必要です。

さらに、次世代を担う子どもたちが生涯を通じて健やかで心豊かに生活するためには、妊娠中や子どもの頃からの健康づくりが重要です。

■ これからの基本方針

- ア 幼児教育と保育を一体的に行う認定こども園への移行を推進し、幼児教育・保育環境の再編を図ります。
- イ 子育て世代の負担軽減を図ります。
- ウ 子育て世代のニーズに合った情報を提供し、子育て中の親を支援します。
- エ 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行い、家庭との連携を密にして基本的な生活習慣の定着によるこころとからだの健康づくりを推進します。
- オ 婚活に対する市民の意識を高め、出会いを支援する事業の充実を図ります。

■ 主な取組

- A→A** ア 幼児教育・保育環境の充実
 - (ア) 幼児教育と保育を一体的に行う認定こども園への再編と幼稚園教諭や保育士の確保
 - (イ) 質の高い教育・保育を提供するための幼稚園教諭や保育士の研修を推進
- A→A** イ 子育て世代の負担軽減の取組
 - (ア) さいきっ子医療費助成の拡充
 - (イ) 待機児童の解消を目的とした保育所の施設整備や保育士の確保
 - (ウ) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの整備促進
 - (エ) 地域の実情に応じて幼稚園のこども園化や預かり保育を実施
- A→A** ウ 子育て支援の取組
 - (ア) 母子手帳アプリの充実による子育て世代のニーズに合った情報提供の推進
 - (イ) 利用者支援事業等によるきめ細やかな子育て支援体制の構築の検討
 - (ウ) 貧困等困りのある世帯に対する子どもの発達・成長段階に応じた支援の充実
- A→A** エ 妊娠期からの健康づくりの推進
 - (ア) 母子健康手帳の交付時からの保健指導、支援の実施及び各関係機関との連携
 - (イ) 乳幼児健診・健康教育の更なる充実
 - (ウ) 相談、訪問の実施及び情報提供の充実
- B→B** オ 男女の出会いや交流の促進に向けた取組
 - (ア) 民間の団体や事業所等が実施する婚活活動に対する支援

■ 目標指標

A→A



A↷C



A↷D



こども園の様子



児童クラブの活動

4 人が学び、人が活き、人が育つ教育の創生 【教育文化】

(1) 学校教育の充実

総合評価B→B



■ 現状と課題

絶え間ない技術革新や情報化の進展により、社会全体の変化が激しく、予測が困難な時代となっています。少子高齢化が進む本市においては、「さいきオーガニックシティ」の次代の担い手である子どもたちの「生きる力」と、ユニバーサルな視点で「未来を切り拓く力」の育成が求められています。

本市では、子どもたちに確かな学力を育成するため、「わかる・できる」を実感できる授業づくりに取り組んでいます。学力調査では、小学校では全国・県平均を下回っていますが、中学校では上回り、成果が見られています。また、子どもたちの体力向上を図るため、「学校体力向上プラン」を作成し、運動の楽しさを実感できる授業づくりに取り組んでいます。運動能力等調査では、運動への愛好度の低下や、走力・持久力の低さが課題ですが、総合的には全国や県の平均と並んでいます。また、いじめ・不登校への対応、特別支援教育、防災・減災教育の充実など関係機関と連携した取組を進めるとともに、佐伯のよさに気づき、郷土愛を育む「ふるさと教育」にも力を入れる必要があります。

学校施設については、「佐伯市学校施設長寿命化計画」（令和2年3月）に基づき、整備の進捗状況や定期点検により把握した老朽化状況等を踏まえ、長寿命化改修や大規模改修に取り組んでいます。今後も、少子化の現状を踏まえ、小・中学校の適正規模・適正配置を行う必要があります。

また、教育行政の推進のため、教育委員会と市長部局の連携強化を図る必要があります。

■ これからの基本方針

- ア 地域との連携をより深める学校づくりを推進し、地域とともにある学校づくりに取り組みます。
- イ 障がいのある幼児児童生徒を支援するための関係機関との連携強化及び支援活動の充実を図ります。
- ウ 児童生徒が主体的に学び、「わかる・できる」喜びを感じる授業の実践に取り組めます。
- エ 児童生徒にグローバル・ユニバーサルな視点を育てる外国語教育や国際理解教育の充実を図ります。
- オ 「佐伯市体力向上プラン」をもとに、それぞれの課題に応じた学校ごとの「体力向上プラン」を作成し、児童生徒の体力向上に取り組めます。
- カ いじめ・不登校の問題に対する早期発見・早期対応・早期解決を支援します。
- キ 南海トラフ地震による津波等の災害を想定し、実践的な避難訓練や学校防災計画の見直しを随時行い、自ら考え行動し命を守る防災・減災教育に取り組めます。
- ク 安全・安心な学校施設の整備を推進します。
- ケ 教育委員会と市長部局との連携強化を図るため、総合教育会議*の充実に取り組めます。

■ 主な取組

B→A

ア 地域と連携した学校づくりの取組

- (ア) 佐伯市の発展に尽くした先人の功績を学ぶ等、地域のひと・こと・ものをいかした「ふるさと教育」の充実
- (イ) 小中一貫、小中連携教育の充実
- (ウ) コミュニティ・スクール*による、学校・家庭・地域が協働した学校づくりの推進

A→A

イ 障がいのある幼児児童生徒を支援する取組

- (ア) 「佐伯市子ども特別支援ネットワーク*」による関係機関との連携強化

(イ) 教育相談体制、個別支援活動の充実

B→B ウ 児童生徒が主体的に学び、「わかる・できる」喜びを感じる授業の取組

(ア) 「佐伯市学力定着状況調査」等による児童生徒の学習定着状況の把握

(イ) 教える場面と考える・表現させる場面を効果的に設計し、「わかる・できる」を実感させる授業の実践

(ウ) 1人1台端末等ICT*機器の効果的な活用によるGIGAスクール構想*の充実

A→B エ 外国語教育や国際理解教育の充実を図る取組

(ア) コミュニケーションを図る資質・能力の育成を目指す小・中学校外国語教育の推進

(イ) ALT*の積極的活用による児童生徒が外国語に触れる機会の拡充

(ウ) 立命館アジア太平洋大学国際学生との交流や姉妹都市、友好都市さらには台湾、ベトナム等との交流や国際理解教育の充実

B→B オ 児童生徒の体力向上の取組

(ア) 学校の課題に応じた「体力向上プラン」の作成

(イ) 「体力・運動能力、運動習慣等調査」の分析に基づく各校独自の取組実施

(ウ) 運動部活動の地域移行*の推進

(エ) フッ化物洗口によるむし歯予防対策の推進

(オ) 地場産物や有機食材を活用した学校給食を通じた食育の推進

A→B カ 自己肯定感の向上と自己指導能力の育成に向けた取組

(ア) 生徒指導の3機能*を核とした教育活動と積極的生徒指導の推進

(イ) 不登校を考える親の会の設立など教育相談支援体制の充実

(ウ) いじめの早期認知、組織的対応の徹底

A→A キ 防災・減災教育の推進

(ア) 防災・減災教育に係る研究校の指定による、取組・実践の推進・充実

(イ) 被災地から学び、自らの学習や生活に生かす取組の推進

B→A ク 学校施設整備

(ア) 老朽化施設（校舎・消防設備等安全設備）の改修事業

(イ) トイレの改修（洋式化）

A→A ケ 総合教育会議*の取組

会議の開催及び審議内容の充実



授業風景

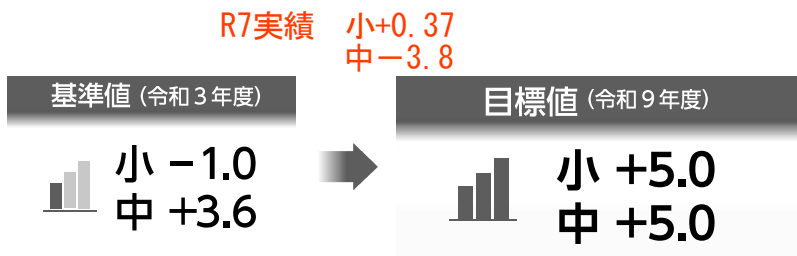


高等学校との遠隔授業

■ 目標指標

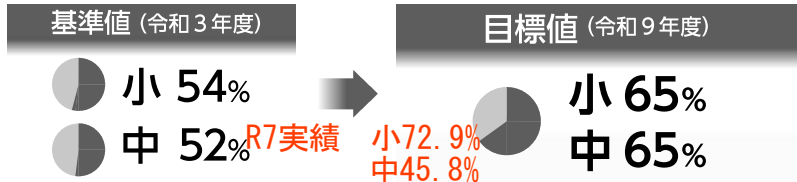
D→D

目標内容
全国学力・学習状況調査 (小6・中3)における全国の平均 正答率との比較(実施教科の平均)



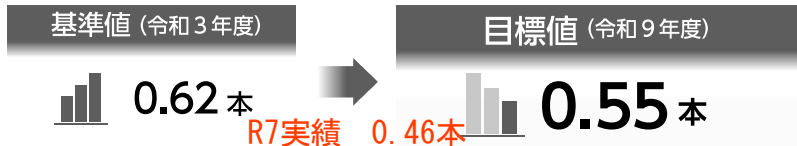
A→C

目標内容
全国体力・運動能力、運動習慣等 調査における全国平均以上の 項目の割合



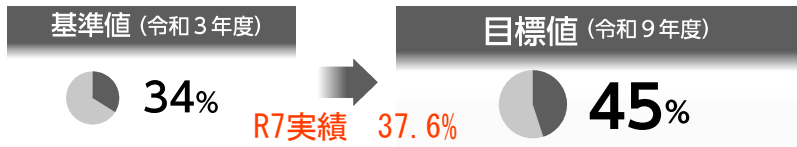
D→A

目標内容
12歳児(中学1年生)のむし歯本数



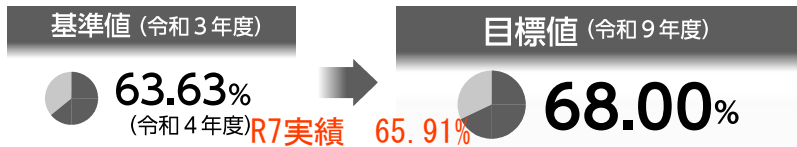
C→C

目標内容
学校給食における地場産物の 使用割合



A→A

目標内容
幼稚園、小・中学校のトイレの 洋式化率



学校給食の様子

■ 現状と課題

人口減少、少子高齢化、価値観の多様化により、地域コミュニティの形成が難しい状況にあり、新たな地域コミュニティの構築が求められています。

公民館は、市民にとって生活文化を向上させ、また、地域コミュニティの拠点施設として、市民にとって最も身近な公共施設です。あらゆる世代が安心して活用できるよう、耐震化やバリアフリー化等の施設整備を進めていくことが求められています。また、新たな地域コミュニティの構築を図るため、地区公民館のコミュニティセンター*化をスムーズに進めていくことも必要です。

そのような中、地域の公民館等において地域住民の教養の向上、健康の増進、豊かな情操を図る取組に加え、地域の課題や社会的課題に関する学習機会を積極的に提供することが求められており、その地域社会における新たなコミュニティ組織の一翼を担う新たな団体、人材の育成に取り組む必要があります。

さらに、市立図書館の利用者の利便性を高めることも必要です。

生涯スポーツの面では、これまでスポーツ意識の高揚を目指し、様々なスポーツイベントを開催してきました。コロナ禍における活動の自粛等の影響も否めないため、今後は、ウィズコロナ・アフターコロナの新しいスポーツ環境を構築することで、市民のスポーツ実施意欲が低下しないよう取り組むことが重要です。市民が心身の健康の保持・増進を図り、健康で活力に満ちた生活を送ることができるよう、ライフスタイルやライフステージに応じたスポーツを推進し、体力の向上やスポーツを通じた地域・人のつながりが求められます。

また、子どもたちが、学校や家庭・地域の中でさまざまな活動を通して、スポーツの楽しさや喜びを体感し、体力や運動能力の向上を図るとともに、地域や関係団体と連携した生徒の多様なニーズに対応するための地域移行型部活動を推進する必要があります。

■ これからの基本方針

- ア 使いやすい公民館の環境整備に取り組み、学ぶ意欲を支え、さらに地域コミュニティの拠点施設としての施設運営や管理を行います。
- イ 現在の市立図書館について、利用者にとって利便性を高め、市民の生活文化の向上を図ります。
- ウ 新たな地域コミュニティの構築が求められる中、地域課題や社会的課題の解決に積極的に取り組む団体や人材の育成を図ります。
- エ 地区公民館のコミュニティセンター*化を進めつつ、長年地域に根差した生涯学習の拠点施設として、様々な世代の市民が自主的、自発的に学ぶサークルの育成や、学びの成果を発表する場づくりを行います。
- オ 子ども・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上に取り組めます。
- カ スポーツを実施する機会の創出を図ります。

■ 主な取組

- A→A ア 公民館や社会教育施設等の整備
 - (ア) 老朽化した施設の改修、耐震化、機能の充実
 - (イ) 集会所や分館の地区への譲渡の検討・協議
- A→A イ 市立図書館の利便性の向上
 - 市立図書館のあり方の検討
- B→B ウ 地域人材育成の取組

- (ア) 人材の育成を図る成人教育講座の開設
- (イ) 地域づくりをテーマとした学習機会の提供

B→B エ 生涯学習講座等を通じた取組

- (ア) 公民館やコミュニティセンター*を拠点とした自主講座の実施
- (イ) 様々な世代のサークルの育成
- (ウ) 学びの成果を発表する場づくり

A→A オ 子ども・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上

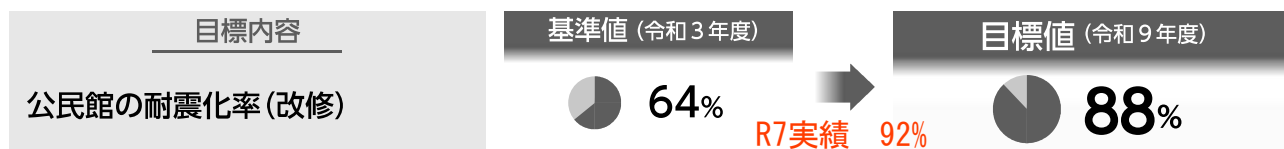
- (ア) 幼児や子どもを対象にした多種目のスポーツを経験できる運動教室の実施
- (イ) 地域や関係団体と連携した運動部活動の地域移行*の推進
- (ウ) 次世代を育てる指導者の育成に対する取組充実

A→A カ スポーツを実施する機会の創出

- (ア) スポーツ推進委員、各支部スポーツ協会、各種競技団体等との連携強化
- (イ) スポーツイベント（大会・教室等）と、市民体力測定の実施
- (ウ) 体育施設の環境整備の取組

■ 目標指標

A→A



A→A



A→A



佐伯市スポーツ少年大会



SAIKIリレーマラソン

■ 現状と課題

変化の激しい現代社会を生きる次世代を担う青少年が、自分たちの住む地域の課題に積極的に取り組む能力を養い、課題解決に向かう思考力・判断力・表現力を育成することが必要です。また、大分空港がアジア初「水平型宇宙港」になることを受け、「宇宙」に目を向け、関心を持ち、夢を抱く取組が必要です。加えて、地域コミュニティの活性化のため、学校・家庭・地域をつなぐ取組も求められています。また、子どもの読書離れ、活字離れが進む中、子どもと本をつなぐ架け橋となる人材育成や、本に親しむ機会の拡充が必要です。

■ これからの基本方針

- ア 学校・家庭・地域をつなぐ「地域協育」・「地域協働」を推進するため、家庭教育講座、「協育」ネットワーク*の充実を図ります。
- イ 自然体験などの体験活動やSDGsなど現代的諸課題の学習機会を提供し、思考力・判断力・表現力を育みます。また、自然科学（宇宙）などの学習機会も提供します。さらに、子ども司書の育成に努め、読書活動を推進します。

■ 主な取組

- B→B** ア 「地域協育」・「地域協働」の推進
 - (ア) 学校・家庭・地域が連携した継続的な育成活動の推進
 - (イ) 家庭教育講師団*の育成と拡充・対象年齢を広げたプログラム及び関係機関との連携による相談対応の拡充
- B→B** イ 体験活動の提供
 - (ア) 自然体験活動や自然科学・科学テクノロジー等の「宇宙」に関連した学習等の実施
 - (イ) 子ども司書の育成及び活動の場づくり

■ 目標指標

D→D	目標内容	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
	家庭教育講座の実施回数	 8回/年 R7実績 27回/年	 35回/年
B↘C	目標内容	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
	子ども司書の認定者数(総数)	 64人 R7実績 84人	 100人



家庭教育支援事業

■ 現状と課題

文化芸術は、人々に感動や生きる喜びを与え、心をつなぎ、多様性を受け入れる豊かな感性を育み、文化を継承し創造していくことにより、人々の心のよりどころとして地域社会を支える一助となっています。あらゆる人々が文化芸術を楽しみ、活動に参画できる環境と機会の提供に取り組むとともに、文化芸術を通じたまちの魅力を創出し、地域創生につなげていくことで、心豊かな持続可能な社会の実現を図っていくことが求められています。

また、令和2年10月に開館したさいき城山桜ホールは、市民に文化芸術に興味関心を持ってもらい、触れる機会を提供するとともに、文化芸術及び市民活動の拠点、中心市街地のにぎわい創出としての機能を今後も継続的に展開していくことが期待されています。

地域で受け継がれてきた多くの文化財・伝統文化は、古くから人々の暮らしに根付き、地域を守り、心をつないできたものです。しかし、少子高齢化やコロナ禍により継承機会が減少し、文化財・伝統文化が失われる事態が増える一方、これらを保存・活用する体制や機会は十分ではありません。そこで、地域のアイデンティティーといえる文化財・伝統文化を再認識し、市民の愛着を深め、行政・教育機関・民間の連携と体制強化を図って、保存・活用していくことが必要です。

とりわけ、佐伯を代表する文化財である佐伯城跡については、市内初の国指定史跡化を目指し、指定後は更なる価値と魅力を解明し、一層の普及を図ることが求められます。また、人口が減少する中、地域の未来を担う子どもの教育は極めて重要であり、学校と連携して児童生徒に文化財・伝統文化を伝え、郷土愛を育むことが不可欠です。

■ これからの基本方針

- ア 生涯にわたって文化芸術に親しむことができる環境を整えるため、拠点施設の活用を推進するとともに多彩な文化芸術の振興を図ります。
- イ 地域の文化財・伝統文化を把握し、歴史文化施設の活動等により情報を発信して、市民の理解を深めるとともに、学校教育と連携して後継者を育成し、市全体で保存・活用を図る体制を構築します。

■ 主な取組

- A→A** ア さいき城山桜ホールを拠点とした持続可能な文化芸術の振興
 - (ア) 良質な文化芸術に触れる機会の充実と文化芸術活動への支援
 - (イ) 佐伯の文化芸術を学ぶ機会の提供と文化芸術に携わる人材育成及び世代を超えた交流・コミュニケーションの場づくりの推進
 - (ウ) SNS*を活用した情報発信力の強化
 - (エ) さいき城山桜ホールなどの文化芸術施設相互の連携、活用の推進及び文化芸術活動の地域間、団体間等の連携の推進
- B→A** イ 文化財・伝統文化の保存と活用
 - (ア) 文化財・伝統文化を調査・把握及び佐伯城跡の国指定史跡化後の活用など、行政・教育機関・民間が協働した保存・活用
 - (イ) 文化財・伝統文化のデジタル化及び発信による地域理解の促進
 - (ウ) 歴史文化施設の機能の充実による地域理解とふるさと教育の機会の提供

■ 目標指標

	目標内容	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
A→A	佐伯市歴史資料館、 佐伯市平和祈念館やわらぎ、 城下町佐伯国木田独歩館、 佐伯市蒲江海の資料館の 年間入館者数	 14,798人 R7実績 25,362人	 20,000人
A→A	学習支援事業(歴史講座・教室等) の年間参加者数	 455人 R7実績 861人	 750人
C↗B	子ども学芸員の育成人数(累計)	 0人 R7実績 10人	 20人
A→A	さいき城山桜ホール入館者数	 247,441人/年 R7実績 356,122人/年	 250,000人/年



こどもミュージカル



大分県美術展巡回展(さいき城山桜ホール)

5 地域資源をいかした産業と観光の創生 [産業振興]

(1) 農業の振興

《水田農業の振興》

総合評価B→B

■ 現状と課題

水田面積は、1,380haで耕地面積の73.4%に当たり

ます。水稻の作付けについては、農業従事者の高齢化・担い手の減少による耕作放棄地の増大、米の価格低迷等により主食用米の作付けが減少しています。

こうした中、農業法人や大規模経営体を中心に水田の高度利用としての麦生産や、転作作物として新規需要米（飼料用米・WCS*用稲等）の作付けが拡大・定着しています。また、水田畑地化において、枝豆などの畑作物の生産も進みつつあります。今後においては、農業協同組合や大分県等と連携して、地産地消を目指し、引き続き売れる米づくりに力を入れるとともに、麦・大豆などの需要に応じた土地利用型作物の更なる生産拡大や、収益性の高い畑作物への着実な転換を図ることが課題です。

また、高齢化・担い手不足対策としては、農業法人や認定農業者、主要な水田農業者で組織する「佐伯地域農業経営サポート機構」などの中心的担い手に加え、中小規模や「半農半X*」を含む多様な担い手への農地集積・集約化、畦畔*除去による区画拡大、スマート農業による省力・効率化の推進による生産性の向上が課題です。特に中山間地域の担い手育成が遅れており、今後も中山間地域を始め担い手が不在となる集落が増加すると予想されます。過疎・高齢化が進行する現状では、生産者個々による営農や鳥獣害対策などへの対応が困難な状況にあることから、最終的な農地管理の受委託を行う公益財団法人さいき農林公社や有限会社きらりの組織強化とともに、農地の保全管理や農村集落の維持発展を目指す農村型地域運営組織*の推進など、担い手や地域の情報共有や連携を図る体制の充実が必要となります。

■ これからの基本方針

- ア 水田農業の中心的担い手の確保・育成として、スマート農業とネットワーク強化を推進します。
- イ 米の品質と生産意欲の向上により、佐伯米の消費拡大を目指します。
- ウ 麦・大豆・新規需要米等の転作作物の生産拡大に取り組みます。
- エ 農業農村整備事業を継続して実施し、農業・農村のインフラ整備を行うことで、農業経営の効率化を図ります。

■ 主な取組

- B→B** ア 担い手の確保・育成の取組
- (ア) 地域での話し合いによる実効性のある地域計画*の策定を進める
 - (イ) 担い手や集落営農組織間の連携強化による集落支援
 - (ウ) 農地中間管理機構*を活用した農地集積の実施
 - (エ) 担い手不足や集落営農が困難な地域において、最終的に農作業の受委託を行う公益財団法人さいき農林公社、有限会社きらりの組織強化
- B→B** イ 佐伯米消費拡大の取組
- 売れる米づくりの推進（食味分析計などを活用した見える評価と実食評価）
- A→A** ウ 転作作物の生産拡大の取組
- (ア) 主食用米以外の米として飼料用米、WCS*用稲などの新規需要米の生産拡大

(イ) 米以外で水田を利用する作物として麦・大豆の生産拡大及び収益性の高い作物への転換の推進

B→B 工 農業経営効率化の取組
農道、用排水路、圃場の整備

■ 目標指標

B→A



D→A



D→D



スマート農業（自動走行トラクター）



水田風景



米の収穫

《園芸作物の振興》

■ 現状と課題

本市は、野菜、花きなど、園芸作物の栽培に適した気候条件を有していることから、農業協同組合や大分県等と連携して、野菜、果樹、花きを中心とした園芸作物の振興に力を入れています。

あわせて近年、企業参入による大規模なレモンやキウイフルーツの植栽、くり学校卒業生によるくりの植栽が進められているところです。

しかし、高齢化により既存農家が減少傾向にあることから、主要な園芸品目の栽培・経営技術をベテラン農家の下で研修するファーマーズスクール*を設置・運営し、新規就農者の育成を図っています。

また、雇用労働力を確保するため、さいき農林業サポート人材バンク*を創設し、農業者とサポーターとのマッチングにも取り組んでいます。

園芸品目では、燃油や資材の高騰により生産者負担が増加していることへの対策、新規就農者や企業参入用の優良農地を確保すること、雇用労働力の確保、水田畑地化で生産される高収益作物の検討、産地拡大等が大きな課題です。



いちご栽培研修

総合評価A→A

今後においては、園芸施設へのヒートポンプや保温資材の導入を推進することで、燃油や資材費の高騰に耐える園芸産地づくりを目指すとともに、CO₂排出量の削減にも取り組みます。また、雇用労働力を確保するため、「さいき農林業サポート人材バンク*」の充実を図りながら将来を見据えた雇用労働力の確保に取り組む必要があります。



にら栽培研修

■ これからの基本方針

- ア 規模拡大・低コスト化を推進するため個別選果から共同選果への移行を進めます。
- イ 雇用労働力を確保するため、人材を派遣できる機関との連携に取り組みます。
- ウ 新規就農・企業参入・既存生産者の規模拡大を目指した大規模な産地形成に取り組みます。

■ 主な取組

- A→A** ア 規模拡大・低コスト化の取組
 - (ア) ハウス等の規模拡大や低コスト化への支援
 - (イ) 共同選果場*の設置への支援
 - (ウ) 果樹等の新植及び改植時における苗木購入支援
 - (エ) 認定農業者組織への研修活動費等の支援
 - (オ) AI（人工知能）などのICT*の活用及びCO₂削減資機材の導入
- C→C** イ 雇用労働力確保の取組
 - さいき農林業サポート人材バンク*との連携
- A→A** ウ 大規模施設園芸団地形成の取組
 - (ア) 水田の畑地化を進めることで参入企業等への農地を斡旋
 - (イ) 新規就農者や参入した企業への支援（農用地借り上げ料・農業用水）
 - (ウ) 佐伯市ファーマーズスクール*のPRの強化及び事業の充実

■ 目標指標

目標内容	基準値（令和3年度）	目標値（令和9年度）
A→A 園芸作物の栽培面積	111.4ヘクタール R7実績 131.46ha	135.8ヘクタール
目標内容	基準値（令和3年度）	目標値（令和9年度）
A→A 認定農業者数	129人 R7実績 135人	120人
目標内容	基準値（令和3年度）	目標値（令和9年度）
A→A 新規就農者数	20人 R7実績 20人	20人
目標内容	基準値（令和3年度）	目標値（令和9年度）
A→A 企業参入者数（総数）	20社 R7実績 29社	29社

《有機農業の振興》

■ 現状と課題

有機農業は、安全・安心な農産物を求める消費者ニーズへの対応や、地産地消、食育の観点からも、これを推進する取組が求められています。しかしながら、有機農業は慣行農業と比較して、化学合成農薬や化学肥料に頼らない栽培方法であることから、天候や病害虫等からの影響を受けやすく、品質・収量の低下による経営の不安定化が原因で取り組む生産者が非常に少ない状況です。

このような中、本市は有機農業をより推進するため、令和2年4月に「佐伯市有機農業推進計画」を策定しました。国においても、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、持続可能な食料システムを構築していくとしています。

現在の課題として、有機農業の安定生産に向けた取組については、雑草の除去作業や病害虫対策にかなりの労力を要することや、生産物に対する販売価格の設定と販路開拓が困難であることなどが挙げられます。また、有機農業に取り組む生産者がまだ少ないため、市内で流通している地元の有機農産物は非常に少ない状況となっています。

今後は、令和4年度に設立した「食と農のさいきオーガニック推進協議会」及び「佐伯市有機農産物生産者協議会」、農業協同組合、大分県等と常に連携を取りながら、有機農業に取り組む生産者を増やし、栽培面積の拡大と生産量の増加を目指します。あわせて、農業の持つ循環機能を生かし、生産性の調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて環境負荷の軽減に配慮した持続可能な取組を展開していきます。

■ これからの基本方針

ア 有機農業に取り組む生産者と栽培面積を拡大します。

イ 有機農産物の販路開拓、消費拡大を目指します。

ウ 有機農業に適した土づくりに取り組みます。

■ 主な取組

B→C

ア 有機農業に取り組む生産者と栽培面積の拡大

(ア) 有機農業に取り組む生産者への支援（有機農業専門員の設置等）

(イ) 有機農業のモデル地区の設置や栽培に適した農地の確保

A→A

イ 有機農産物の販路開拓、消費拡大

(ア) 有機農産物における佐伯市独自認証制度の試験的導入

(イ) 学校給食への有機農産物の供給強化

A→A

ウ 有機農業に適した土づくりの取組

有機資源の循環利用による土づくりの推進

■ 目標指標





市民農園での植付け風景



有機米を使った学校給食



有機野菜栽培の研修風景

《畜産の振興》

■ 現状と課題

畜産は、肉用牛繁殖経営が主流であり、26戸の農家で繁殖用母牛361頭（令和4年2月1日現在）が飼養されていますが、飼養戸数及び母牛頭数は減少傾向にあります。その要因として、高齢化のほか、家族経営のため労働力に余剰がないことや飼養管理技術に起因する生産性の低さにより経営成績が十分でないことなどから離農したり、規模を縮小したりしていることが考えられます。このため、増頭支援とICT*等を活用した省力化設備の導入支援や「肉用牛定休型ヘルパー組合」による労働支援に取り組んでいます。今後においても、引き続き、農業協同組合や家畜保健衛生所、大分県等と連携して、繁殖雌牛の若返りと血統の更新を促すため、遺伝的能力・血統的に優れる繁殖用雌牛の増頭や、雌牛の更新、規模拡大や省力化のための施設整備等に支援する必要があります。



畜産共進会

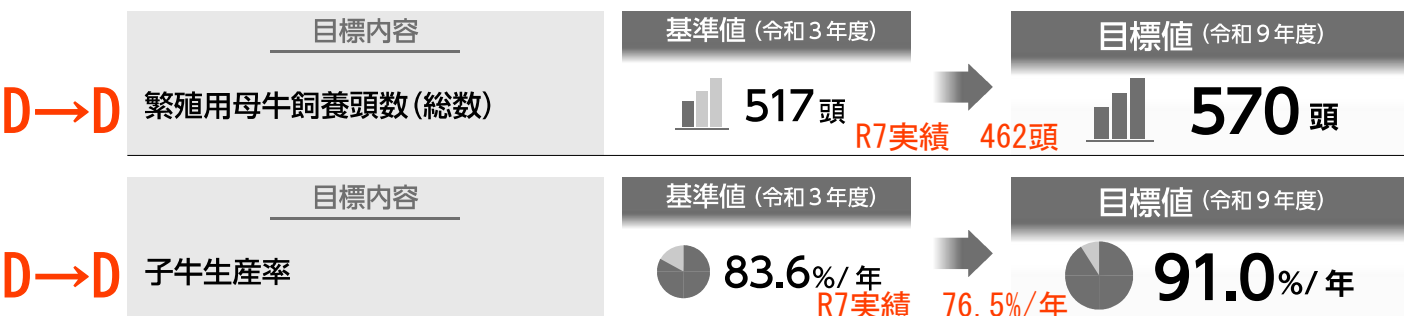
■ これからの基本方針

- ア 1戸当たり飼養頭数の増と、子牛生産率の向上に取り組み、肉用牛産地を維持します。
- イ 子牛の市場評価向上を目指します。

■ 主な取組

- B→B** ア 頭数維持の取組
飼養規模拡大や規模拡大に必要な施設整備、機械導入への支援
- C→C** イ 市場評価向上の取組
遺伝的能力・血統的に優れる繁殖用雌牛の導入促進と県、農協、家畜保健衛生所等と連携し飼養管理の改善

■ 目標指標



《耕作放棄地対策》

■ 現状と課題

耕作放棄地については、高齢化等による経営規模の縮小、離農、後継者不足により耕作する人が減少していることで条件の悪い農地が放棄され、その面積が増加傾向にあります。本市の農地全体に占める耕作放棄地の割合は、33.9%となっています。これまで、集落が中心となった農村環境整備による農地保全策を進めてきましたが、今後も耕作放棄地の実情に応じ、具体的な耕作放棄地解消に向けた取組の強化が課題です。

■ これからの基本方針

- ア 農用地を地域の団体が共同で維持・管理することに対して支援する制度を推進し、農用地の荒廃を抑制します。
- イ 農業委員会と連携し、農業利用していく農地と保全していく農地の仕分けを行い、利用の明確化に取り組みます。

■ 主な取組

- A→A** ア 農用地の荒廃抑制の取組
集落や組織等が農用地や水路、農道などの維持・管理を共同で行う場合に面積に応じて一定額を交付する多面的機能支払交付金事業*や中山間地域等直接支払交付金事業*の推進
- B→B** イ 耕作放棄地の解消の取組
多様な担い手への誘導による耕作放棄地再生の取組

■ 目標指標

C→C	目標内容	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
	多面的支払交付金取組面積(総数)	 715ヘクタール R7実績 708ha	 715ヘクタール
A→A	目標内容	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
	中山間支払交付金取組面積(総数)	 70ヘクタール R7実績 101.8ha	 80ヘクタール



耕作放棄地

総合評価A→A

(2) 林業の振興



■ 現状と課題

森林面積は、78,757haにも及び、森林率は87%を超えています。そのうち、民有林の人工林率は、約52%を占め、その中でもスギが約7割を占めており、その約7割が標準伐期を超える状況となっています。そのため、皆伐量が増加しており、伐採後の再生林による更新が活発に行われていますが、シカによる植栽木の食害が後を絶たず、シカネットの設置が必要になっています。この経費によって造林コストが高くなっている一方で、疎植による低コスト造林などの新たな造林技術が導入されてきています。

このような森林整備を実施する林業の担い手不足が懸念されており、将来の林業従事者の育成や林業技術の向上等に取り組んでいかなければなりません。特に植林や下刈を行う造林分野の従事者の育成、確保が必要です。

今後も佐伯広域森林組合や林業事業体と連携し、主伐、再生林、保育を継続して行う循環型林業の推進を図って林業・木材産業を振興するとともに、佐伯木材協同組合や木材関係団体等とも連携を行い、将来的に安定した林業地域を維持します。

また、椎茸生産については、農林水産大臣賞の受賞者を輩出するなど、生産技術の優れた生産者がいる一方、担い手不足による生産者の減少が深刻化してきています。担い手を確保・育成し、椎茸生産量を維持していくためには、良質な椎茸づくりの技術継承に取り組む必要があります。

■ これからの基本方針

- ア 担い手対策として林業従事者の育成と林業技術の向上を図り、持続可能な林業地域を維持するため、循環型林業を推進します。
- イ 担い手を確保・育成し、椎茸生産量を維持します。
- ウ 森林整備の基幹道路となる林道や細部路網である作業道の整備により、木材等の生産コストの削減を図り、林業経営の効率化を促進します。
- エ 農林産物被害減少のため、有害鳥獣対策に取り組めます。
- オ 佐伯市産材の利用促進を図ります。

■ 主な取組

- B→B** ア 人材育成の取組
 - (ア) 県の林業研修制度の利用促進
 - (イ) 林業研究グループ等への支援
 - (ウ) 造林分野における林業従事者の育成・確保に向けた支援策の充実
- B→B** イ 椎茸生産施設等の整備の取組
椎茸生産施設等の整備に対する支援
- A→A** ウ 林業経営効率化の取組
 - (ア) 林道開設事業の実施
 - (イ) 作業道の整備に対する支援
 - (ウ) 橋梁等の長寿命化
 - (エ) 計画的な林道舗装による施業者負担の軽減
- A→B** エ 有害鳥獣被害防止対策の取組
鳥獣侵入防止柵の設置など有害鳥獣被害防止対策に対する支援
- A→A** オ 市産材利用促進の取組

- (ア) 木材利用啓発活動及び公共施設整備等における木材利用の促進
 (イ) 原木及び木材等の供給に向けた支援

■ 目標指標

A→A



C→C



A→A



A→A



森林ボランティアによる植樹活動



間伐した森林

総合評価B

(3) 水産業の振興



■ 現状と課題

本市は大分県で最も水産業が盛んなまちで、県下の7割近い生産量を占めています。リアス海岸の複雑な地形と森や川からの豊富な栄養塩に恵まれた漁場では、多彩な天然魚介類が漁獲されており、水揚げされる魚種は350種以上といわれています。漁法も多岐にわたり、巻き網、定置網、底曳網、船曳網、はえ縄、潜水漁業など、地域ごとに特色ある漁業が営まれています。また、近年では、波浪の少ない静穏な地理的条件をいかして、ブリ、ヒラメ、マグロなどの養殖業が盛んに行われており、その生産量は年々増加し、全国でもトップクラスに位置しています。

海面漁業は、かつての隆盛期と比べると漁獲量は減少しましたが、近年は低位ながらも横ばいで推移しています。

養殖業に関しては、生産量が比較的高位で推移しています。これは、ワクチンを始めとした魚病対策や配合飼料の進歩、赤潮対策の高度化によるへい死の減少などが要因とされています。しかし、養殖業も近年の魚価の低迷、飼料等の高騰などにより厳しい経営を強いられています。

このように、漁業関係者の経営は依然厳しい状況が続いており、後継者不足も課題となっています。引き続き、漁業協同組合、大分県等関係機関と連携した様々な水産振興の取組や支援が必要です。

また、水産加工業においては、ブリやマグロなどの養殖魚に付加価値を付ける取組や、外国人技能実習生*の積極的な受け入れ支援など、引き続きその振興を図る必要があります。

市内に2つある公設卸売市場については、施設の老朽化が進んでいることから、環境面を重視した施設の改善が必要です。

■ これからの基本方針

- ア 水産資源の回復・増大を図るため、種苗放流や、藻場保全活動等を行います。
- イ 養殖魚のブランド化、流通改善、養殖施設の整備、赤潮対策等を推進することにより、生産量の増大を図り、特にブリ類（ブリ・ヒラマサ・カンパチ）及びヒラメの生産量は日本一を目指します。
- ウ 新規青年就業者の定着促進を図ります。
- エ 漁協が実施する共同利用施設整備に要する費用の一部を支援します。
- オ 漁業収益を向上させるため、拠点漁港を主体とした漁港整備を行います。
- カ 水産加工業の振興を図ります。
- キ 公設卸売市場の環境整備を行い、市場の機能を充実させ、漁業関係者の経営改善に努めます。

■ 主な取組

- A→A** ア 海面・内水面漁業の推進
 - (ア) 漁協が実施するマダイ、イサキ、クルマエビ、アユ、ウナギ等の種苗放流への支援
 - (イ) 母藻の設置、食害生物の除去、ウニフェンス設置、岩盤清掃等の保全活動に対する支援
 - (ウ) 新たな着定基質（藻場）や増殖場を整備
 - (エ) 漁協が実施するカワウ等の食害防止対策への支援
- A→A** イ 養殖業推進の取組
 - (ア) 養殖経営の安定化に向けたICT*等先端技術を含む養殖施設整備等への支援
 - (イ) 養殖生産物の高付加価値化を図るため、ブランド化や輸出の促進

- (ウ) 富栄養化の抑制に役立つ二枚貝養殖の普及促進
- (エ) 赤潮監視体制の強化及び赤潮被害を軽減する取組への支援

B→A ウ 漁業後継者育成の取組

- (ア) 子どもや学生等を対象にした捌き方教室による魚食普及や水産教室の開催
- (イ) 漁場・海上清掃、先進地視察研修及びイベント等でのPR活動への支援
- (ウ) 給付金の支給など新規就業者への支援

A→A エ 大分県漁協の共同利用施設整備に対する取組 共同利用施設の整備に対する支援

A→A オ 管理漁港の機能保全・強化及び漁港施設の整備

- (ア) 施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化及び縮減
- (イ) 漁港における防波堤や岸壁等の嵩上げ改良等の漁港施設の機能強化
- (ウ) 浅海域における漁場、藻場・干潟、養殖場と密接に関連する漁港の一体的な整備
- (エ) 漁港区域内における放置艇対策

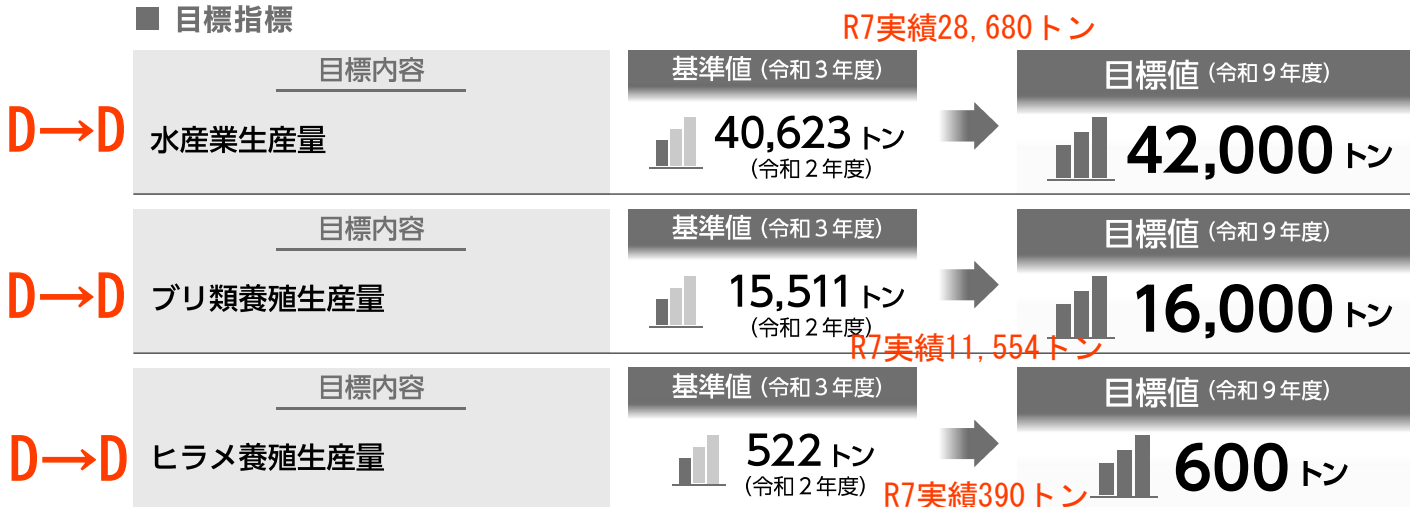
A→A カ 水産加工業振興の取組

- (ア) 養殖魚の加工施設整備に対する支援
- (イ) 水産加工品の消費拡大を図る取組に対する支援

B→C キ 公設卸売市場の環境整備の取組

- (ア) 葛港周辺のにぎわいづくりに合わせた市場整備の検討
- (イ) 鶴見市場の産地市場としての機能の充実

■ 目標指標



まき網の水揚げ作業



大分県オリジナルブランドのかぼすブリ



生産量日本一の養殖ヒラメ

■ 現状と課題

佐伯管内の食品を中心とした商品の生産・製造する事業者を支援するとともに、商品のブランド化や流通促進を目的に、生産者自らが自信と誇りを持ち、売り出そうとする特産品を、令和2年度から「さいき産品」として登録し、PRしています。広く市の内外に広報宣伝及び情報発信することにより、佐伯市や特産品の知名度の向上を図り、地場産業の振興並びに地域経済の活性化につなげる取組として実施しており、現在129品目が登録されています。

しかし、水産物等を中心とした佐伯市の主力商品は、全国的に見ても品質・生産量共に優れた商品であるものの、一般的な知名度はまだまだ低い状況です。一部で販売経路や形態が固定的・限定的であることもあり、より消費者や販売業者等の様々なニーズを捉え、販路拡大していくことが今後の課題です。

一方で、農林水産業生産者等の中には、自ら加工・販売等を含めた事業展開を目指す事業者もあるため、佐伯市ブランド流通促進協議会等、関係機関と連携・協力をしながら、適切な支援を行っていくことが必要です。また、さいきオーガニックシティの実現を踏まえ、有機野菜等オーガニックに関連する商品も併せて売り出し、より佐伯市全体のブランド化を推進することも必要です。

■ これからの基本方針

ア 農林水産物及び加工品のブランド化や流通促進を目的とした事業を支援します。

イ 関係機関・民間企業等と連携・協力し、官民一体の支援体制を強化します。

■ 主な取組

- A→A** ア 生産・流通支援
- (ア) 都市圏の大規模商談会への参加や県内外のバイヤー・シェフを招へいしたマッチングの実施
 - (イ) 量販店等と連携した商品開発の支援
 - (ウ) 水産業を中心とした販路開拓やハサップ*認証等、海外輸出への支援
 - (エ) 6次産業化*の事業化を希望する事業者に対する支援
 - (オ) ふるさと納税を活用した販売強化
 - (カ) ホームページ、SNS*等を活用した情報発信や通信販売の販路拡大への支援
- A→A** イ 支援体制の強化
- (ア) 大分県よろず支援拠点などの関係機関・民間企業などと連携協力した企画・生産・加工・販売・情報発信の支援
 - (イ) 海外・都市圏への流通促進を目的にした、流通・販売に関する専門的な知識を有する者へのアドバイザー委嘱

■ 目標指標

A→A

目標内容

市マッチングによる佐伯産食品の
都市圏への新規納品件数

基準値 (令和3年度)

36 件/年

R7実績 45件/年

目標値 (令和9年度)

40 件/年

A→A

目標内容

市マッチングによる佐伯産食品の
海外輸出件数

基準値 (令和3年度)

1 件/年

R7実績 3件/年

目標値 (令和9年度)

3 件/年

A→C

目標内容

6次産業化*認定事業者数(総数)

基準値 (令和3年度)

4 件

R7実績 4件

目標値 (令和9年度)

5 件



ごまだし関連商品とマスコット



ひらめ組合による販売会



《工業の振興》

■ 現状と課題

本市には造船業や鉄工業に代表されるものづくりの優れた技術を持つ多種多様な企業が立地し、地域経済を支えています。こうした地場企業が地域で末永く生産活動を行えるよう、企業のニーズを把握し、企業の設備投資及び雇用拡大を支援することが求められています。

また、企業間の情報交換や連携を促進させ企業活動の活性化を図るためには佐伯市工業連合会等、地場企業で組織する団体への支援が必要です。

企業立地（新設及び増設）については、金属製品製造業、食品製造業、ソフトウェア業などが増加傾向にあります。特に、ソフトウェア業やコールセンター業などのいわゆるオフィス系企業については、進学や就職を理由に市外に転出した若者が市内に戻って就職する場になるとともに、事務職を希望する女性の就職先にもなります。こうした業種の企業誘致は製造業に比べて少ないことから、その数を増やすことが必要です。

また、本市の豊かな森林資源を活用したバイオマス関連産業は、世界が脱炭素社会に向けて進んでいる中でその重要性をますます増してきます。

企業活動の活性化による税収増に加え雇用創出により地域への人口定着が進めば、地域コミュニティの強化や新たなまちづくり人材の創出、また地域防災体制の強化など様々な効果が期待できることから、地場企業の留置を始め、経済効果が大きな企業や若者等が希望する職種の企業の誘致が課題です。

佐伯港には水深14m岸壁という強みがあるので、その利活用を促進し、物流の拠点化を目指し、地域の活力を向上させることも求められています。

■ これからの基本方針

- ア 県内・九州内はもとより、ベトナムや台湾など海外の企業と地場企業との取引促進を支援します。
- イ 積極的な企業訪問を行い、企業ニーズを把握しその支援を行うとともに、地域の企業団体の活動を助成し、技術力の強化と地域企業間の連携を進め、地域産業の活性化と企業の留置及びその育成を図ります。
- ウ 製造業、情報通信関連事業に加え、佐伯市の特性・資源をいかし、林業・水産関連産業、バイオマス関連産業、地場の農林水産物の加工産業等の企業誘致に努めます。
- エ 工業用地の確保、環境整備を行い、企業誘致及び地場企業の設備投資を促進します。
- オ 佐伯港女島地区の総合的な利活用を促進し、物流の拠点化を目指します。

■ 主な取組

- C→C** ア 地場産業の海外取引の促進
ベトナムや台湾等の諸外国との経済交流を推進
- B↗A** イ 地場産業の活性化
(ア) 佐伯市工業連合会及び佐伯市企業技術振興協議会事業に対する助成
(イ) 市内企業のニーズの把握と増設の支援による企業留置の促進
- B→B** ウ 企業誘致の取組
(ア) 企業立地のための環境整備
(イ) 佐伯市の特性・資源をいかした企業誘致の促進

- B→Bエ** 工場用地の確保
企業立地及び地場企業の事業拡大のための工場用地の整備
- A→Aオ** 佐伯港女島地区の利活用の促進
(ア) 佐伯港女島地区の総合的な活用計画の策定
(イ) バイオマス関連産業など港湾利用型企業の誘致及び港湾機能の強化に向けた関係機関への要請

■ 目標指標



バイオマス発電所



企業誘致調印式

《商業・サービス業の振興》

■ 現状と課題

本市の商業・サービス業の現状としては、人口の減少、大型店舗の出店、通信販売の利用者増加等により、商店の利用客が減少し経営が悪化した結果、これまで地域に根ざしてきた店舗が減少しています。また、経営者の高齢化や後継者不足によって廃業を余儀なくされる事業者もいます。

このような商業・サービス業の衰退は、中心市街地の空洞化、周辺部（振興局管内）における買い物の困難化につながり、地域コミュニティにも大きな影響を与える上、過疎化の進行の一因にもなっています。

これらの現状を解決するために市内の事業者が持続可能な経営を行えるようにする支援や、域内消費を促す取組、新規創業者への支援や空き店舗活用支援、事業承継促進、買い物弱者の支援等が必要です。

コロナ禍による影響などにより地方を取り巻く経済状況は依然として厳しい状況が続いていますが、消費喚起策や物価高騰対策などを始めとする国や県の施策を的確に捉えた施策を展開していくことで、コロナ禍からの脱却と地域経済の立て直しを目指すことが求められます。

商業面からの地域での暮らしやすさの向上や地域経済の立て直しを図ることで税収増や過疎化の

総合評価B↑A

進行を食い止めることができれば、地域コミュニティの維持やまちづくり人材の創出、商店街等での地域イベントが期待できます。また、そうしたことで生まれる地域住民の連帯感は地域防災体制の構築や環境保全活動など地域住民が主体となる取組につながるだけでなく、DX*を始めとする新しい取組を受け入れる素地にもなりえます。

■ これからの基本方針

- ア 経営計画を作成し、堅実な経営を目指す新規創業者や、空き店舗を活用して事業拡大を行う事業者を支援します。
- イ 個店事業主等の経営研修、中小企業者等への各種経営セミナー等を通して経営力向上を図ります。
- ウ 県・商工会議所・商工会等と連携し、各種融資制度や補助事業、研修事業を通して、デジタル化や持続可能な経営を目指す中小企業者等を支援します。
- エ 事業者・商工会が中心となった、周辺部等の小規模事業者や移動販売事業者に支援することによる買物弱者対策を実施します。
- オ 域内での消費が促されるような環境を整備します。

■ 主な取組

- B→B** ア 開業及び創業支援の取組
 - (ア) 創業を志す人に向けた創業セミナーの開催及び創業への支援
 - (イ) 中心市街地の空き店舗を活用して新規創業を目指す方に対する支援
- B↗A** イ 経営力向上の取組
 - まちゼミなど商業者や商店街が連携して取り組む独自事業に対する支援
- A→A** ウ 中小企業者支援の取組
 - (ア) 商工会議所及び商工会の行う事業に対する支援
 - (イ) 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）等の資金面の援助
 - (ウ) 各種補助制度を活用した、事業者及び商店街の持続可能な経営に向けた取組を支援
- B→B** エ 買物弱者に対する取組
 - 高齢者等の買物弱者に対する移動販売事業への支援
- B→B** オ 域内消費を促す取組
 - デジタル地域通貨*の導入の検討

■ 目標指標



《産業人材の育成と確保》

■ 現状と課題

本市において、今後の産業を担う人材の不足が大きな課題となっています。この背景には、人口の減少や、進学・就職を機に若者が市外に流出してしまうことが挙げられます。また、佐伯市の人口ビジョンにおいて、今後の生産年齢人口はますます減少していくものとされており、将来的に更に深刻な状況となることが予想されます。

総合評価A→A

この状況に対し、若者の地元就職を促す取組や、子育て世代の女性・高齢者の活用を促進することが必要です。

また、人材の確保という観点だけでなく、地元企業におけるIT化による業務の効率化を支援し、労働環境の改善や、必要な労働力の削減を行っていくことも求められます。

これらの取組を通して、地域産業を担う人材を確保するほか、企業側、求職者側双方の採用・就職の環境を改善し、様々な世代の多様な働き方を支援することで、市民の所得向上や若者の定住、地域コミュニティの強化につながるものと考えています。

■ これからの基本方針

- ア 基幹産業である造船業を中心に、市内における新人研修や技能研修等を行い、技術力向上を図るとともに、企業への定着を図ります。
- イ 次代の佐伯経済を担う若手経営者や後継者の人材育成を行い、事業連携を促すとともに、円滑な事業承継を支援します。
- ウ 産業教育を促進し、地元への就職や創業により、地域活性化を志す人材を育成します。
- エ 就業支援事業を充実させ、就職のミスマッチを防止し、就業の促進と定着を図ります。
- オ 働き方改革による女性、高齢者や障がい者の就労機会の拡大に取り組むとともに、ワーク・ライフ・バランス*の実現に向けた取組を支援します。

■ 主な取組

- B→B** ア 新人研修・技能研修の取組
造船技術センター運営に対する助成
- A→A** イ 若手経営者等の育成の取組
商工団体や他の認定支援機関と連携した円滑な事業承継の支援
- A→A** ウ 産業教育促進の取組
(ア) 佐伯市内の企業の魅力を小中高校生に知ってもらうための体験見学会等
(イ) 大学生や高校生等を対象にした企業説明会等
(ウ) 佐伯市少年少女発明クラブの運営の助成
- B↗A** エ 就業促進の取組
(ア) 佐伯市内に就職をされる方への奨学金の返済の助成
(イ) ジョブカフェ*及びサポステ*と連携した就業促進
- A→A** オ 働き方改革の取組
(ア) 女性・高齢者・障がいのある人の就労機会の拡大
(イ) ワーク・ライフ・バランス*の実現に向けた啓発促進

■ 目標指標



■ 現状と課題

本市のツーリズムは、最大の強みである「食」と歴史・自然を柱に取り組んできました。東九州自動車道開通の効果により観光入り込み客数は増加しましたが、平成27年をピークに減少傾向が続いています。特に、高速道路エリア外の交通量の減少や地域間競争の激化・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、一部の観光施設での客数の落ち込みは顕著です。

本市は、別府・由布院のような観光地ではないことから、従来からの観光施設に加え、農林水産業や造船業等、地域の産業を観光化することで観光業から観光産業への転換を図っていく必要があります。加えて、「佐伯の殿様浦で持つ」と言われるほど、長い年月をかけ自然と共生してきた歴史や文化を他地域にない佐伯の強みとして押し出し、SDGsやオーガニックを観光素材とし、情報発信や誘客につなげていくことも重要です。また、今後期待されるインバウンド*への取組を強化する必要があります。

■ これからの基本方針

- ア 自然、歴史、文化資源、「食」など、これまでの観光を進めるとともに、農林水産業や造船業等に観光の視点を加えた観光産業を育成します。
- イ 佐伯観光の最大の強みである食観光を一層充実・強化します。
- ウ 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク*や日豊海岸国定公園等の自然をいかしたエコツーリズム*の推進
- エ スポーツ・文化大会の開催・合宿の誘致など、スポーツ・文化ツーリズムに取り組めます。
- オ 「さいき桜まつり」を活用し県外、市外からの誘客に取り組めます。
- カ 九州一広い面積と美しい自然景観を活用したサイクルツーリズムを推進します。

■ 主な取組

《佐伯の強みをいかした観光素材の開発》

- B→B** ア 観光産業の育成
 - (ア) 佐伯城跡、城山、城下町、戦争遺跡、文化資源等を活用した観光の推進
 - (イ) 造船業の進水式等を活用した観光産業の育成
- A→A** イ 食観光の充実（「食」のまちづくりの推進）
 - (ア) 四季を通じた食キャンペーンの充実
 - ・ マグロフェア ・ 岩がきまつり ・ 東九州伊勢えび海道事業
 - ・ 佐伯寿司海道事業 ・ 佐伯ごまだし事業 など新たな素材による食観光の充実
 - (イ) JR九州やNEXCO西日本等の交通事業者と連携した食観光の推進
 - (ウ) オーガニック野菜や塩麴料理など新たな素材による食観光の充実
- B→B** ウ エコツーリズム*の取組
 - (ア) ユネスコエコパーク*エリアでの登山やトレッキングなど山観光の充実
 - (イ) 珊瑚礁の見学や離島、釣りなどの海の暮らし体験、大入島オルレコース*を活用した海観光の充実
 - (ウ) 山や海を巡る、自然との共生をテーマとしたアドベンチャーツーリズムの強化
 - (エ) 日本一の花のあるまちづくりと連動した花観光の充実
 - (オ) グリーンツーリズム・ブルーツーリズムへの教育旅行誘致の強化
- A→A** エ スポーツ・文化ツーリズムの充実
 - (ア) 総合運動公園等を活用した大学生等のスポーツ・文化サークル等の合宿誘致
 - (イ) 様々なスポーツ大会の誘致

- A→A** オ 「さいき桜まつり」を活用し、県外・市外からの誘客に取り組みます
一流アーティストによる舞台公演や高校生マーチングパレード等による誘客を図ります
- A→A** カ サイクルツーリズムの推進
(ア) ツール・ド・佐伯を始めとしたサイクリイベント等の開催
(イ) 大分・宮崎県境5市政協議会など近隣市町村との広域連携による事業の推進

《国内誘客の推進》

総合評価A→A

- A→A** ア 大分市、福岡圏域、宮崎圏域などをターゲットに誘客を推進
- A→A** イ 九州内や関西圏域を中心に西日本の大学等のスポーツ・文化合宿の誘致を推進
- B→A** ウ 別府市、由布市、延岡市等と連携した広域観光の推進
- A→A** エ キャンプ場の環境整備による誘客の推進
- A→A** オ 海上自衛隊の寄港誘致



ツール・ド・佐伯 2022

《インバウンド*の推進》

総合評価A→A

- A→A** ア 「食」、エコ、スポーツ・文化観光のニーズの高い、ベトナム、台湾、韓国など東アジア・東南アジアをターゲットに誘客を推進
- A→A** イ クルーズ船の誘致
- B→C** ウ ホテル・旅館の誘致や空き家等を活用した民泊などの宿泊施設の拡充

《おもてなしと情報発信の充実》

総合評価A→A

- C→B** ア おもてなしの人材育成の取組
(ア) 観光ガイドや学生観光ボランティアの養成
(イ) 外国語ガイドの育成
- A→A** イ 情報発信及び観光案内力強化の取組
(ア) ホームページ、SNS*を中心にした情報発信
(イ) マスコミやインフルエンサー*を活用した観光情報の発信
- A→A** ウ 観光施設の充実
(ア) 観光施設の改修、設備の更新
(イ) 多言語での観光情報提供機能の充実



佐伯寿司

《推進体制》

総合評価A→A

- B→B** ア 官民で組織するさいきツーリズム戦略会議を中心に、佐伯市観光協会や観光事業者などツーリズム関係者が協働して観光振興に取り組む体制の整備
- A→A** イ 観光振興の中核的役割を担う佐伯市観光協会におけるマーケティング等の機能充実（DMO*、DMC*等の検討）を支援

■ 目標指標

	目標内容	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
A→B	観光施設等入り込み客数	1,136,107人/年 R7実績 1,253,377人/年	1,450,000人/年
A→B	宿泊者数	115,687人/年 R7実績 129,022人/年	148,000人/年

6 人が交流し、活力あふれるまちの創生 [まちづくり]

(1) 人権を尊重するまちづくり **総合評価A→A**



■ 現状と課題

わが国では、今もなお、子ども、女性、高齢者、障がいのある人、部落差別、外国人、医療をめぐる問題、犯罪被害者など様々な人権問題が存在しています。また、近年では、情報化社会の進展に伴いインターネットやSNS*上における人権侵害が深刻化するとともに、性的少数者に対する差別や偏見や新型コロナウイルスの感染に伴う感染者やその家族等に対する誹謗中傷など新たな人権問題も顕在化しています。

本市においては、「佐伯市人権尊重のまちづくり条例」や「佐伯市人権施策基本計画」に基づいて、様々な人権教育、人権啓発活動に取り組んでいます。

あらゆる差別の解消と人権意識の高揚を図り、人権が尊重される社会を実現するためには、市民と行政が一体となり、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場や機会において、効果的で実践的な人権教育及び啓発施策を実行していくことが必要です。

■ これからの基本方針

あらゆる差別をなくすため、就学、進学への援助、各種講座、講演会等を開催するとともに、これまで培ってきた同和教育の成果を踏まえ、人権尊重の理念を正しく理解し、様々な人権問題に関する差別意識の解消を目指し行動できるよう、総合的な教育の推進を図ります。

また、広く市民に対し、部落差別を始めとする様々な差別問題の解消に向けた教育及び啓発活動を推進し、人権意識の普及、高揚を図るとともに、相談体制の充実、指導者の育成等、多様な主体がそれぞれの役割をもった連携に努めます。

啓発・広報事業については、より効果的で広く市民の共感が得られるように内容・手法にデジタルツールを取り込み、創意工夫を凝らして取り組みます。

■ 主な取組

A→A ア 学校教育

- (ア) 管内全ての学校において人権教育の全体計画と年間指導計画の作成及び人権教育の実施
- (イ) 「部落差別解消の推進に関する学校教育指導方針」に基づく具体的な取組の推進

A→A イ 生涯学習

- (ア) 公民館、学校、関係機関と連携したアンケートの実施、学習機会の提供による人権教育・人権啓発の推進
- (イ) 地域の各公民館で高齢者教室等を対象にした人権学習講座、学校と連携したP学共催人権問題研修*等で、性的少数者など様々な人権講座の開催
- (ウ) 指導者の養成講座の充実
- (エ) 人権教育研究協議会による研修会、研究大会の実施
- (オ) 人権協働ネットワーク会議の充実・育成

A→A ウ 人権一般

- (ア) 人権理念の普及、差別意識や偏見の解消、多様な主体と連携した人権教育・啓発の取組
- (イ) 様々な人権課題に関する相談体制の充実、人権相談・啓発に関わる指導者の人材育成
- (ウ) 市ホームページ、市SNS*、市報、啓発チラシ配布・デジタルツール等を活用した人権教育・啓発の取組

(エ) 佐伯市人権教育・啓発推進協議会の開催

(オ) 子どもや若年層に向けた人権教育・啓発、人権の花運動・人権標語募集の取組

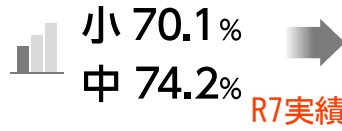
■ 目標指標

A→A

目標内容

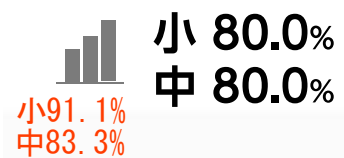
「自分にはよいところがあると思いますか」の問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答する児童生徒の割合

基準値 (令和3年度)



R7実績

目標値 (令和9年度)



A→A

目標内容

人権指導者数(総数)

基準値 (令和3年度)



R7実績

目標値 (令和9年度)



人権の花お披露目会



人権の花苗の移植作業の様子



■ 現状と課題

男女共同参画に対する市民の意識は着実に深まってきてはいるものの、地域社会の中で長い時間をかけてつくられた性別による固定的役割分担意識やアンコンシャス・バイアス*に基づく社会慣行は依然として根強く残っています。

近年では、私たちを取り巻く社会情勢が大きく変化しており、人々の価値観やライフスタイルも多様化しています。女性はもとより、子ども、高齢者、男性にとっても多様な生き方の選択を可能にする社会環境が求められており、今後、そうした意識づくりや環境づくりの取組がより一層必要となっています。

このような状況を踏まえ、今後、男女共同参画社会の意識を浸透させていくため、行政と市民・事業者・教育に携わる者、自治会等が連携を図りながら、男性の家事・育児等の参画意識の啓発、ワーク・ライフ・バランス*や職業生活における女性活躍推進施策を図る必要があります。

また、女性に対する配偶者等による暴力、性犯罪や性暴力などの重大な人権侵害などの問題も深刻であることから、被害者支援や啓発教育の施策を推進していきます。

■ これからの基本方針

- ア 政策・方針決定の場への女性の参画を促進し、審議会委員などの男女の比率を均等とすることを目指します。
- イ あらゆる分野での女性の参画拡大を支える様々な環境づくりを推進するため、企業や学校・地域などと連携して、男女共同参画の意識を浸透させます。
- ウ 誰もが個性や能力を自由に発揮でき、いきいきと活躍できる社会を形成するため、固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見・思い込み（アンコンシャス・バイアス*）の解消を図ることでジェンダーフリー*の社会を目指すとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）や女性の活躍の推進に取り組みます。
- エ 男女平等社会の実現の妨げとなっている女性に対する配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からの暴力、性犯罪・性暴力など、あらゆる暴力の根絶に向けた取組の強化を図り、困難な問題を抱える被害者への支援や啓発教育に取り組みます。

■ 主な取組

- A→A** ア 審議会等の男女比率均等の取組
 - （ア）審議会等委員への女性の登用状況調査の実施
 - （イ）女性委員等の積極的な登用についての啓発活動の推進、女性リーダーの育成
- A→A** イ 男女共同参画における意識浸透の取組
 - （ア）市民や関係団体と連携した講演会の開催、啓発展示等の実施・デジタルツールを活用した啓発
 - （イ）関係団体・事業者・教育に携わる者、自治会等との協働事業の実施
- A→A** ウ ワーク・ライフ・バランス*実現のための支援
 - （ア）ワーク・ライフ・バランス*や女性活躍の推進のための啓発や学習機会の提供
 - （イ）男女ともに仕事と家庭が両立しやすい環境づくりの推進
- A→A** エ 配偶者等からの暴力（DV）、若年層への性暴力等をなくすための取組
 - 啓発・相談体制の充実

■ 目標指標

A→B

目標内容

各種委員会、審議会等における
女性委員登用率

基準値 (令和3年度)



36.3%
(令和4年度)

R7実績 38.3%

目標値 (令和9年度)



40.0%

目標内容

女性活躍推進宣言をしている
企業数

基準値 (令和3年度)



11社
(令和4年度)

R7実績 23社

目標値 (令和9年度)



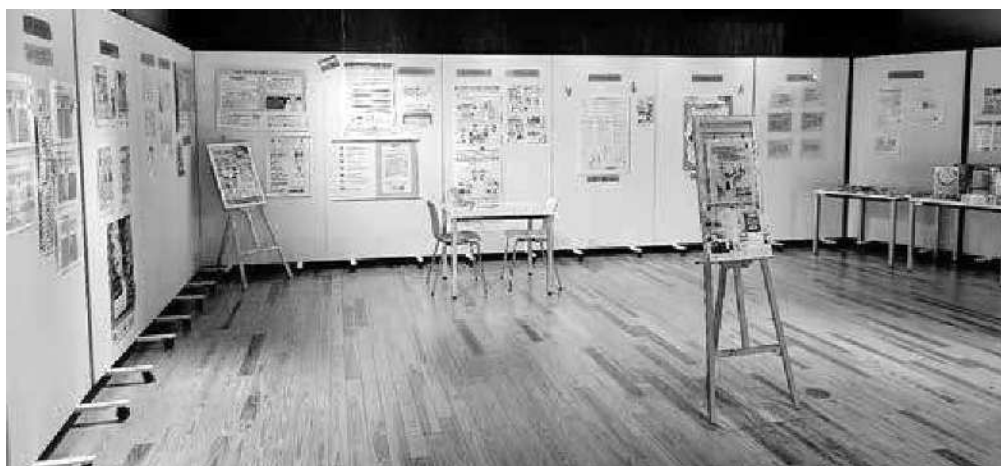
15社



男女共同参画学習会市民講座



女性に対する暴力をなくす運動啓発展示



男女共同参画啓発展示

総合評価A→A

(3) 市民協働のまちづくり



■ 現状と課題

NPO法人やボランティア団体、まちづくり団体等の事業を活性化させるため、民間によるその活動等をサポートする仕組みを築くとともに、さいき城山桜ホールに機能を移転し活動拠点の充実を図ってきました。

しかし、この数年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により地域活動や市民活動の自粛を余儀なくされました。また、コロナ禍における新たな生活様式への対応が求められるなか、まちづくり団体等の活動に対するサポート体制の充実と活動拠点の利用促進を図るとともに、相互交流や情報交換の場を設けることが必要であり、時代のニーズに応じた市民協働のまちづくりを推進する必要があります。

■ これからの基本方針

- ア まちづくり団体等の活動拠点の利用促進を図り、まちづくり団体等の相互交流や情報交換の機会を増やすことで活動を活発化し、あわせて、市との連携の取組を推進します。
- イ まちづくり活動や協働等に対する市民の意識を高めるため、啓発事業や人材の育成に取り組みます。
- ウ まちづくり団体の活動を支援するため、取組等に関する助言や事業に対する支援を行います。

■ 主な取組

A→B

- ア まちづくり団体の充実

- (ア) 「まちづくり交流倶楽部*」の充実を図り、交流会・情報交換会の開催による登録促進
- (イ) 市と市民団体等との協働促進
- (ウ) さいき城山桜ホールを活用したまちづくり団体等による活動の充実・活発化に向けた取組

A→A

- イ 啓発活動や人材育成に向けた取組

- (ア) まちづくり研修会や講演会等の開催
- (イ) 佐伯市民大学「令和四教堂」によるさいき人の育成

A→A

- ウ まちづくり団体等の活動支援に向けた取組

- (ア) まちづくりや市民協働活動に対する助成
- (イ) 民間等における助言の随時実施
- (ウ) NPO法人など、まちづくりを推進する団体等との連携強化

■ 目標指標

A→A

目標内容

さいき城山桜ホールを活用したまちづくり団体等数

基準値 (令和3年度)



28 団体/年

R7実績



目標値 (令和9年度)



45 団体/年

46 団体/年



さいきオーガニックフェスタ



佐伯市民大学「令和四教堂」による講座

総合評価A→A

(4)「食」のまちづくり



■ 現状と課題

九州で最も広大な面積を誇る本市は、山・川・海の食資源に恵まれており、それらを活用した暮らしの中から豊かな食文化が育まれてきました。この恵まれた「食」を地域でいかし続けていくために、全国的にも珍しい「佐伯市食のまちづくり条例」を制定し、食育を地域づくりや人づくりの核と位置付けて幅広い分野で事業に取り組んできました。さらに、令和2年3月には「さいきオーガニック憲章」を制定し、人と自然が共生する持続可能なまちを目指し、取り組んでいます。市民の認知度は、高いとはいえない状況です。

「食」を核としたまちづくりは、教育、健康増進、産業、観光など幅広い分野に及びます。各分野において、「佐伯市食のまちづくり条例」や「さいきオーガニック憲章」に基づき、「食のまち佐伯」の魅力を発信するとともに、その理念の普及に努め、郷土料理を始めとする食文化の継承など持続可能な「食」の地域づくりに向け積極的に取り組む必要があります。

■ これからの基本方針

- ア 食育推進関連団体等の活動促進に向け、推進者のスキルを高めるとともに、活動拠点施設の充実を図ります。
- イ 農林水産業等を支える食育活動の充実を図るとともに、食関連産業の持続可能な取組と振興を支援します。
- ウ 佐伯の地域資源であり、最大の強みである「食」を活用した観光の充実・強化を図ります。
- エ 「佐伯市食のまちづくり条例」や「さいきオーガニック憲章」に基づいた「食」のまちづくりをより一層推進します。

■ 主な取組

- A→A** ア 食育事業の推進
- (ア) 研修会・連携交流会の開催などによる食育の推進及び連携促進
 - (イ) さいき城山桜ホールキッチンコートにおける事業の構築と実践
 - (ウ) 小・中学校における事業の充実及び高校における事業の構築と実践

- A→A** イ 食育関連産業の活動支援
- (ア) 食農活動の充実と取組の支援
 - a オーガニック（有機農産物等）の普及促進
 - b 活動促進施設の検討及び整備
 - (イ) 魚食普及の充実と取組の支援
 - a 小・中学校等での普及促進
 - b 魚捌き等教室等の実践

- A→A** ウ 食観光の充実
- (ア) 四季を通じた食キャンペーンの実施
 - (イ) 「食」を通じた新たな観光素材づくり

- A→A** エ 「食」のまちづくりの推進
- (ア) オーガニック推進、健康増進、環境保全、産業振興、教育・学習、防災、地域振興等、各分野における食関連事業の充実と連携促進
 - (イ) 市民の意識を高めるための啓発事業や関連事業に取り組む市民活動の支援
 - (ウ) 自治体の垣根を越えた交流・連携事業の充実

(エ) 佐伯の郷土料理を始めとする食文化の継承など「食」を活用した活動の推進

■ 目標指標

A→A

目標内容

食育を中心として「食」のまちづくり
に取り組む市民活動への支援件数

基準値 (令和3年度)



49 件/年

R7実績



目標値 (令和9年度)



60 件/年



食育推進月間ワークショップ



親子で挑戦パン教室



巣立つ君たちへの自炊塾

■ 現状と課題

本市では、市外や県外への転出による人口減少が進み、少子高齢化による地域力が減退しており、人口減少による過疎化の進展が深刻な問題となっています。また、市内周辺部から中心部への転居による人口移動が進んでいることも起因して、特に旧町村部での過疎化、少子高齢化は顕著で、農業後継者不足による耕作放棄地の増加に加え、空き家となる家屋等の急増が深刻な問題となっています。

その要因として、本市には大学や専修学校がないことや若者の希望する多様な就職先が少ないことが挙げられます。高等学校を卒業すると、修学や就業の機会を求めて市外の都市部に転出する傾向が強いため、Uターン者の確保は、移住・定住施策の中でも特に強化すべき取組です。地域づくりの核となる人材確保のための地域おこし協力隊制度の活用もそのひとつです。

全国状況としても、人口減少は進行しており、地方圏から都市圏への人口流出も依然として歯止めを掛けることができない状況となっています。

一方で、コロナ禍等により、大都市から地方への移住者は拡大する傾向にあります。地方移住を支援している認定NPO法人ふるさと回帰支援センターのアンケート結果では、令和3年の移住相談の傾向としては、性別では女性、年代では20代が増加しており、地方移住に対する女性、若者の関心が高まっています。あわせて、就労形態としては、テレワークを希望する割合が増加傾向にあることが分かっています。

これらのことから、本市における人口減少は進行している状況ではありますが、全国的には大都市から地方への移住者は拡大傾向にあることから、移住希望者のニーズを的確に捉えた移住・定住施策の構築が必要となります。

■ これからの基本方針

ア 移住・定住促進に向けた取組を強化します。

イ 地域おこし協力隊制度を活用した地域づくりに取り組み、定住につなげます。

■ 主な取組

ア 移住・定住促進の取組

- (ア) 移住者のニーズを捉えた居住支援及び就業支援の充実による移住の促進
- (イ) 子育て子育て施策の充実を図り、若者・女性の移住を促進
- (ウ) 空き家バンク*などの住環境を充実し、住宅取得希望者の移住を促進
- (エ) 移住希望者にとって親切で分かりやすい情報発信（移住相談会含む）を促進
- (オ) 移住・定住施策に関する庁内連携の促進

B→A イ 地域おこし協力隊制度の活用

- (ア) 地域おこし協力隊と地域ニーズの適正なマッチング
- (イ) 地域おこし協力隊を地域に配置することによる地域活性化
- (ウ) 地域おこし協力隊の定住支援

■ 目標指標

A→A

目標内容	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
施策による移住者数(累計)	474人 (H29～R3累計値)	500人

R7実績 321人 (累計)

A→A

目標内容	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
移住者数(累計)	1,223人 (H29～R3累計値)	1,250人

R7実績 834人 (累計)



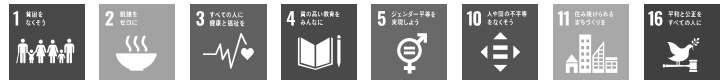
佐伯市移住者交流会



佐伯市魅力フェス&移住フェア (開催：福岡市)

総合評価A→A

(6) 国際化の推進



■ 現状と課題

国際交流については、姉妹都市等のグラッドストーン市（オーストラリア）、邯鄲市（中国）、ホノルル市（アメリカ合衆国）との相互交流を始め、外国人留学生のホームステイ受入れ、教育現場におけるALT（外国語指導助手）の採用などを中心に行ってきました。あわせて、企業等による外国人技能実習生*の受入れや第2次世界大戦の戦争資料等を通じた市民団体の取組等も行われてきました。

今日の急速な技術の発展と国の枠を超えた経済の結びつきの強まりにより、世界の出来事は、私たちの生活にとっても身近なものとなり、諸外国との交流は、地域レベルでの交流が重要になってきています。さらに、人口減少と少子高齢化が進む中、経済を支える生産年齢人口の減少による経済の縮小や労働力不足が深刻な問題となっており、新たな市場を求めての海外展開等に活路を見いだそうという動きが目立ってきています。あわせて、国際貢献としての外国人技能実習生*の受入れについても更に積極的に行っていく必要があります。

また、コロナによる制約を受けたインバウンド*観光も徐々に活発化しており、自転車大国である台湾人サイクリストをターゲットとした誘客や本市で従事する技能実習生の多くを占めるベトナム人との更なる絆を深めるべく、ベトナム都市との交流など、新たな取組も求められています。



ベトナムとの友好交流締結式

■ これからの基本方針

文化、教育、経済、観光など多文化共生に向けた幅広い分野でのグローバル化を推進していきます。

■ 主な取組

- A→A** ア 異文化交流の取組
 （ア）姉妹都市等との写真・絵画交流展などの芸術文化交流
 （イ）市民訪問団による姉妹都市等訪問
 （ウ）姉妹都市等との締結推進
 （エ）留学生のホームステイ受入れなどの人的交流の実施
- A→B** イ 外国語教育や国際理解教育の充実・海外への留学研修支援
- C→C** ウ 産業分野での輸出促進と海外展開
- A→A** エ 特定技能外国人*、高度外国人材*、外国人技能実習生*などの受入れ促進
- A→A** オ インバウンド*観光の推進

■ 目標指標

A→A

目標内容
姉妹都市等交流事業実施数

基準値（令和3年度）

2回/年

R7実績 5回/年

目標値（令和9年度）

7回/年

A→A

目標内容
中学校第3学年で英検3級相当以上の英語力を有すると思われる生徒の割合

基準値（令和3年度）

50.5%

R7実績 58.8%

目標値（令和9年度）

60.0%



■ 現状と課題

市民が暮らしやすい地域をつくるため、自治・防犯活動等に対する運営支援を行うとともに、諸証明のコンビニ交付や窓口業務の時間延長など行政サービスの向上を行ってきました。

その中でも「区」（自治会）は、地域住民の福祉の向上に大きく寄与するとともに、行政と地域住民を結ぶ基礎的な組織として、様々な行政サービスを協働で担うなど重要な役割を果たしています。特に人口減少や少子高齢化が進み地域コミュニティが希薄化していく状況の中、今後も市民が安全・安心に暮らし続けていけるよう引き続き、自治・防犯・地域安全活動の取組を継続して行う必要があります。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新しい生活様式に対応するために社会全体のデジタル化が強く求められていることから、マイナンバーカードの普及やオンライン手続の推進を始め、デジタル技術（DX*）を積極的に活用し、「行かなくてよい」「待たなくてよい」「書かなくてよい」など利用者が利便性を実感できる、便利でやさしい行政サービスに取り組むことが必要です。

また、交通安全対策については、近年においても、未就学児を始めとする子どもが関係する交通事故や高齢運転者による交通事故が後を絶ちません。高齢化の進展への適切な対処とともに、子育てを応援する社会の実現が強く要請される中、時代のニーズに応える交通安全の取組を推進する必要があります。

■ これからの基本方針

- ア 自治、防犯等のコミュニティ活動への支援をします。
- イ 佐伯市防犯協会を中心とした地域安全活動や広報活動等を推進します。
- ウ 消費生活センターの機能強化に努めます。
- エ おこさず あわず 事故ゼロ を目指し、交通安全啓発活動の充実に取り組みます。
- オ デジタル技術（DX*）を活用した市民サービスの利便性向上や情報発信の充実に取り組みます。

■ 主な取組

- A→A** ア 自治、防犯等の取組
 - （ア）地域における自治活動や防犯活動等を担う「区」（自治会）の運営支援と連携の強化
 - （イ）地区が所有する集会所整備やコミュニティ活動への支援
- A→A** イ 地域安全活動等の取組
 - 「地域安全ニュース」の配布や地区防犯灯の設置等の支援
- A→A** ウ 消費生活の取組
 - （ア）消費生活相談体制の充実による問題解決力の強化
 - （イ）消費生活相談員等レベルアップのための研修受講
- A→A** エ 交通安全の取組
 - （ア）四季の交通安全運動を始めとする啓発活動の実施
 - （イ）高齢者向け体験型交通安全教室の開催や高齢者の免許返納の促進
- A→A** オ 市民サービスの利便性向上と分かりやすい行政情報発信の取組
 - （ア）住民票、印鑑登録証、戸籍謄抄本等のコンビニ交付
 - （イ）交付窓口の時間延長
 - （ウ）市報、ホームページ、SNS*等の広報媒体を活用した、市民と行政双方向の情報発信・共有の推進

- (エ) ホームページのコンテンツの充実
- (オ) マイナンバーカードの普及・利活用促進
- (カ) 住民異動届等におけるスマート窓口の導入の検討
- (キ) 行政手続オンライン化の推進
- (ク) 窓口手数料等のキャッシュレス決済の促進

■ 目標指標

A→D



A→A



A→A



交通安全街頭指導



高齢者向け体験型交通安全教室

総合評価A→A

(8) 新たな地域コミュニティの構築



■ 現状と課題

本市における人口減少や高齢化、ライフスタイルや価値観の多様化は、これまでの地域コミュニティの存続を難しいものとしています。

あわせて、それらに伴い行政に対するニーズが更に高まることが予測されますが、その一方で、本市の人的・財政的な経営資源は減少していくことが想定されています。

この状況は、全国の自治体でも発生しており、既に本課題に取り組んでいる自治体では、「新たな地域コミュニティ組織」を立ち上げることによって、地域コミュニティの基盤を強化し、住民と行政等が協働で取り組む組織や仕組みを構築しています。

本市においても、令和2年度に策定した佐伯市地域コミュニティ推進指針に基づき、順次地域を選定し「新たな地域コミュニティ組織」の構築を促すとともに、その活動拠点となるコミュニティセンター*の設置を推進しているところです。今後は、この取組を市全域に広げる必要があります。

また、「新たな地域コミュニティ組織」が発足した地域に対しても、事務的機能、活動経費、拠点整備などの面から支援を継続するとともに、コミュニティづくりの推進ツールとして、地域内経済の循環にも寄与する地域通貨*の活用についても促進していく必要があります。



地域コミュニティワークショップの様子
(青山地域)

■ これからの基本方針

- ア 新たな地域コミュニティ組織づくりに取り組みます。
- イ 新たな地域コミュニティ組織の活動拠点づくりに取り組みます。
- ウ 新たな地域コミュニティ組織の継続的支援に取り組みます。

■ 主な取組

- A→A** ア 新たな地域コミュニティ組織づくりの取組
 - (ア) 取組地域の選定及び組織づくりの実施
 - (イ) 市内全域における組織づくりの推進
- A→A** イ 新たな地域コミュニティ組織の活動拠点づくりの取組
 - (ア) 活動拠点の在り方の検討
 - (イ) 活動拠点づくりの推進
- A→A** ウ 新たな地域コミュニティ組織への継続的支援の取組
 - (ア) 事務的機能の支援
 - (イ) 活動経費の支援
 - (ウ) 有償ボランティア等における地域通貨*活用事例の調査・研究



地域コミュニティワークショップの様子
(鶴見地域)

■ 目標指標

A→A

目標内容
新たな地域コミュニティ組織
設置地域数(累計)

基準値 (令和3年度)



0 地域
(令和4年度)

R7実績

目標値 (令和9年度)



16地域 19 地域

7 地域が輝くまちの創生 【地域活性化】

(1) 人が集い、元気が生まれ広がる、新たなまちへ ~佐伯地域~



■ 現状と課題

佐伯地域は、「街」「里」「浦」という3つの特徴を併せ持つ地域として、地域活性化のための市民活動への支援を行ってきました。「街」エリアでは、さいき城山桜ホールの完成を機に、市街地のにぎわいを取り戻しつつあります。「里」エリアでは、地域の産品を活用した商品の開発や空き家を利用したオーガニックレストランがオープンするなど新たな拠点づくりを支援し、「浦」エリアにおいても、地域の特色をいかし、自然を活用した取組として大入島オルレコース*が整備されるなど、それぞれの地域における取組、その活動を支援してきました。引き続き、地域の特性をいかし魅力を高めていくことが必要です。

こうした中、人口減少は進み、空き家、空き店舗が増加し地域の環境等への影響が懸念され、その利用等が課題となっています。あわせて、地域の高齢化により地域行事の開催や伝統文化の継承が難しい状況になっています。また、ライフスタイルや価値観の多様化に伴う地域コミュニティの希薄化が顕著になっています。このように地域の状況が変化する中で、地域を支える人づくりと誰もが安全で安心して暮らすための新たな地域コミュニティ組織づくりが必要となっています。

■ これからの基本方針

- ア さいき城山桜ホール、城山周辺を中心に、人が集う街、人々が交流しあう街づくりを進めることで、街の魅力を更に高めます。同様に、葛港周辺においてもイベントの開催による交流人口の増、景観整備を進めることで観光客の増加を図ります。また、仲町やうまいもん通りのにぎわいを創出する取組を支援します。
- イ 豊かな自然、農林水産資源などをいかし、景観整備に取り組むことで、地域の魅力を高めます。
- ウ 佐伯地域の歴史・文化を活用し情報発信することで地域の魅力を高めるとともに、その保存・継承を支援します。また、恵まれた自然環境や、静かで住みやすいことから、市外からの移住者も増えつつあり、空き家や空き店舗等の利用促進を図ります。
- エ 多くの世代が参加でき、子どもに対する地域教育を始め世代間交流を図ります。また、子育て環境の充実や防災面を意識するなど、バランスのとれた新たな地域コミュニティ組織づくりに取り組みます。

■ 主な取組

- A→A** ア 新たなまちの姿を描く「街」エリアの形成
- (ア) 人が集う、さいき城山桜ホール周辺を中心とした各種イベントに対する支援や、市民団体との協働
 - (イ) 人の流れをつくる城山の利活用と城下町観光交流館等との連携
 - (ウ) 自転車や徒歩などそれぞれのスタイルに合わせた観光周遊ルートの活用
 - (エ) 葛港周辺を中心とした人が集うイベントに対する支援や市民団体との協働及び景観整備
 - (オ) 仲町、うまいもん通りのにぎわいを創出する取組への支援
- A→A** イ 地域資源をいかし次世代につなげる「里・浦」エリアの形成
- (ア) 「里」の自然、元越山、彦岳等を活用した地域づくりの推進
 - (イ) 「浦」の自然、大入島等をいかしたアウトドアの推進と景観整備

(ウ) 地域の産品を活用した地域づくりの推進及び拠点づくり

A→A ウ 「街」「里」「浦」エリアにおける歴史・文化の活用と空き家、空き店舗等の利用促進

(ア) 地域の歴史・文化を活用した情報発信とその保存、継承に対する支援

(イ) 新たな空き家、空き店舗の情報共有と掘起こし及び既存施設の再利用するための活動

A→A エ 人が集い、安全で安心して暮らせるための新たな地域コミュニティ組織づくり

(ア) 子育て環境の充実と防災面を意識した地域づくり

(イ) 公民館・コミュニティセンター*を活用した地域活動に対する支援

(ウ) 地域内での交流イベントの推進と次世代の地域リーダーの育成

(エ) 子どもに対する地域教育、世代間交流の推進

(オ) 団体同士が連携した地域づくりの推進

A→A ■ 重点プロジェクト

げんき、ひろがる! 佐伯プロジェクト

佐伯地域は、さいき城山桜ホール等を中心に人が集う、人々が交流しあう拠点として、「街」エリアの魅力を高め、その効果を「里」「浦」周辺エリアへと波及させることが重要です。そのためには「人」が何より大切であり、人が集い協力、協働し力を高めていくことにより地域の資源をいかした取組や拠点を整備することで、地域の資源を磨き、魅力ある地域づくりが可能となります。また、これらを推進する役割を担うための新たな地域コミュニティ組織づくりを支援し、元気で特色ある地域を維持するための取組を支援します。

このような取組を通して、子ども達が地域を愛する心を育み、住みたい、またいつか帰りたいと思えるようなまちを目指します。

■ 目標指標

A→A	目標内容 新たな空き家等の掘起こし件数	基準値 (令和4年度)  6 件 / 年 R7実績 31 件 / 年	目標値 (令和9年度)  8 件 / 年
	目標内容 空き家等の利活用件数	基準値 (令和4年度)  25 件 / 年 R7実績 32 件 / 年	目標値 (令和9年度)  28 件 / 年
	目標内容 「街・里・浦」エリアの地域活性化につながる取組及び支援件数	基準値 (令和4年度)  11 件 / 年 R7実績 13 件 / 年	目標値 (令和9年度)  15 件 / 年



さいき城山桜ホール子育て・子育て支援室「さくらっ子」



空き家を改装したコミュニティカフェ

総合評価A→A

(2) マグロ養殖と花の咲くまち かみうら ~上浦地域~



■ 現状と課題

上浦地域は、リアス海岸の景観が美しい、海洋を中心とした自然環境に恵まれた東西に細長い海のまちです。新しく遊歩道が整備された豊後二見ヶ浦や瀬会公園、暁嵐の滝といった数々の名所など、海と山の豊かな自然に恵まれています。特に、豊後二見ヶ浦の注連縄張替えや初日の出は市内外から多くの人々が訪れます。また、注連縄のワラが縁で竹田市荻町の人々との交流も続いています。今後は豊かな自然の保全に努めるとともに、特産品や観光資源の開発を進め、交流人口を伸ばし、まちの活性化を図ることが重要です。最近ではマグロ養殖が水揚げ日本一になりつつあり、特産品としての活用が期待されます。

しかし、本地域も少子高齢化が進行し、人口は今後も減少傾向が続くものと予測されます。特に子育て世代の流出は深刻で、児童生徒数が激減しています。高齢化や人口減少に伴い、イベントや地域行事の開催、道路・水路の草刈り等の地域活動が困難になりつつあります。また、商店が減少し、食料品・日用品の購入が困難となり移動販売車が頼りの高齢者等が増えています。

住民一人一人の助け合いの精神や海・山などの恵まれた自然環境を有効活用しながら、道路・公園などの環境美化を図り、美しく清潔な町並みを創出し、魅力ある、誰もが安心して暮らせる地域づくりを行う必要があります。

■ これからの基本方針

- ア 豊後二見ヶ浦や瀬会海岸などの恵まれた自然環境資源を有効活用するとともに、花木の植栽を進めます。きれいな花の咲く地域をつくることにより、地域住民に憩いと誇りを持ってもらい、地域を訪れる人々から愛されるまちとなることを目指します。また、特産品開発にも努め観光振興を図ります。
- イ 道路・公園などの環境美化を図ることによって、美しく清潔な町並みを創出していくことを目指します。また、身近な生活環境の基盤整備を図ることによって、誰もが快適に安心して暮らしていける生活空間が形成される地域を目指します。

■ 主な取組

- A→A** ア 花の咲く地域づくりと観光振興
- (ア) 河津桜、ジャカラング等花木の育成
 - (イ) 瀬会公園の桜の再生
 - (ウ) 上浦へのお花見ルートの確立
 - (エ) 観光ポイントの整備
 - (オ) マグロを活用した地域振興

- A→A** イ 美しい町並みと快適・安心空間の形成
- (ア) 地域の草刈り等への支援
 - (イ) 県道改良と越波対策
 - (ウ) 地域の医療体制の充実
 - (エ) 高齢者の移動手段の確保と支援
 - (オ) 移動販売の活用と買い物支援
 - (カ) 子どもたちの各種体験支援
 - (キ) 新たなコミュニティ組織づくりの推進

■ 重点プロジェクト

A→A ①花の咲く上浦づくり

四浦半島の河津桜（開花：2月）は津久見市側の活動により有名になり、多くの観光客が訪れています。上浦側の河津桜の観光スポットとして、にいなめフラワーパーク（旧最勝海浦小中学校グラウンド）をメインに植樹することにより、四浦半島全体を河津桜の名所とし、観光客の流れを作ります。また、世界3大花木のひとつであり、青い桜とも呼ばれるジャカランダ（開花：5～6月）や瀬会公園の桜等、既設の花木の活性化を図り、地域住民の憩いの場、交流人口の増加・地域の活性化の手段とします。

B↑A ②生本マグロの活用

上浦には本マグロの養殖を行っている会社があり、主に関東方面に出荷しています。また、新たに出荷を始める会社もあり、上浦産本マグロの水揚げは日本のトップクラスになりつつあります。しかし、このことは広く認知されてはいません。上浦産生本マグロの存在と美味しさをアピールしながら知名度を上げるとともに、マグロ料理を提供する拠点づくりを進め、交流人口の増加・地域の活性化を目指します。

■ 目標指標

A↔B

目標内容	基準値（令和3年度）	目標値（令和9年度）
観光等客数	 63,143人/年	 73,000人/年

R7実績 51,312人/年



豊後二見ヶ浦



にいなめフラワーパークでの植樹

総合評価A→A

(3) 人もまちも美しい快適居住空間のまち、弥生 ～弥生地域～



■ 現状と課題

弥生地域は、美しい河川と自然に囲まれ、市街地や商業施設、佐伯ICに近いことから、住宅やアパート、福祉施設の建築が進み、市町村合併後も人口は緩やかな減少にとどまっています。人口の流入により地縁的なつながりが希薄となりつつあり、地域コミュニティに関する考え方も多様化してきました。住んでみたい・住み続けたいと思うまちづくりを行っていくためには、活力ある地域づくりと、広域的な組織づくりによる対応力の向上や、地域リーダーの育成に取り組み、コミュニティを強化していく必要があります。

また、市街地と山間部を結ぶ交通の要所となっていますが、大雨のたびに主要道路が冠水して交通が遮断されるほか、河川の増水による地区内の浸水被害が深刻な問題となっています。安全・安心なまちづくりを行っていくためには、浸水や冠水被害が懸念される箇所と河川の整備を行い、しっかりとした内水対策に取り組む必要があります。

■ これからの基本方針

- ア 弥生地域の中心である「道の駅やよい」を活用して地域特産品や観光・文化の情報をSNS*等により発信し、市内外から交流人口の拡大を目指します。
- イ 地域住民や自治会、地域団体の交流拠点を整備し、相互の連携を強化することで自助・互助・共助が成り立つ連帯感のある地域を目指します。
- ウ 災害に強い安全なまちづくりを目指して、自然環境に配慮した災害対策事業を推進します。また、自治会や消防団など地域力強化と体制の充実を図り、住民へ防災意識向上に向けた啓発を行います。

■ 主な取組

- B↑A** ア 「道の駅やよい」を中心とした地域産業の活性化と周辺観光整備
(ア) 観光資源の見直しとSNS*等の情報発信による観光振興促進
(イ) 「やよいふるさとパーク」の整備活用
(ウ) 地域ブランドの開発や掘り起こし支援

- A→A** イ 住んでみたい・住み続けたいと思う美しいまちづくり
(ア) 世代や分野ごとの人材及びリーダー育成に向けた取組
(イ) 新たなコミュニティ組織づくりの取組及び住民の交流の場となる複合拠点の整備
(ウ) コミュニティが連携した地域美化活動推進

- A→A** ウ 安全・安心に暮らすための災害に強いまちづくり
(ア) 浸水や冠水が予想される場所の整備と関係機関への要望
(イ) 地域住民の防災意識・防災力高揚に向けた取組支援

A→A ■ 重点プロジェクト

弥生にぎわいプロジェクト

弥生地域の中心に位置する「道の駅やよい」は、県南の交通の要衝として年間約30万人が訪れます。周辺には番匠川や梅牟礼城址など豊かな自然に恵まれた「やよいふるさとパーク」が整備されており、このエリアを活用したフットパス*コースなどの充実を図り、紅葉樹など四季折々の彩りを楽しむ植栽やサイクリング、SUP*など自然と親しむ体験事業を行うことで美しいまち、活力あるまちづくりを推進します。また、地域資源を活用した特産品の開発を行い「観光・体験・食」といった一連の取組

により、交流人口の増加とにぎわいの創出を行います。

■ 目標指標

A→A

目標内容	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
「道の駅やよい」の来場者数	 303,427人/年	 350,000人/年
	R7実績 343,015人/年	



番匠川での SUP*体験



道の駅やよいと井崎川

総合評価A→A

(4) よし 最高の水あそびを 用意しよう! ~本匠地域~



■ 現状と課題

佐伯市の水源である清流番匠川は、この本匠地域の誇れるところであり未来の佐伯市民のためにもこの自然環境を守る必要は大いにあります。

しかしながら、自然災害から人々の生命財産を守るためにも自然との共生を保ちながら整備を行う必要があります。

産業構造の変化により、主たる産業である農林業の衰退に伴い、生産年齢人口の流出が続き、人口減少と高齢化が進んでいます。生活の利便性については、公共交通体系の整備などにより維持されましたが、人口減少と高齢化により自治活動や集落での生活を維持することが困難になりつつある地区もあり、生活の質の向上に取り組む必要があります。

■ これからの基本方針

- ア 清流番匠川を始めとする自然環境とそこに住む人々が自然と共生できるように環境を整備し、災害に強い地域にします。
- イ 自然環境や地域文化を活用し、観光産業や地場産業等が活発な地域にするとともに、多様な柔軟な働き方が可能な地域づくりに取り組みます。
- ウ 主要道路の整備を行い、生活利便性の高い生活ができる地域にするとともに、高齢化の進む地域を多様な主体による見守り等により支援することで、住み慣れた地域で安心し、生きがいを持って暮らせる地域とします。

■ 主な取組

- A→A** ア 人と自然が共生した環境の整備
 - (ア) 清流番匠川を維持するための自然環境に配慮した整備
 - (イ) 防災減災に配慮した災害に強い環境整備
- B↗A** イ 地域の特性をいかした特色ある地域産業の推進
 - (ア) ホテルなどの自然環境を活用した観光産業、地場産業の推進
 - (イ) スポーツツーリズム（サイクリング、クライミング、カヌーなど）や地場産業（しいたけ、お茶など）の体験観光の推進
- A→A** ウ 道路整備や住み慣れた地域で安心し、生きがいを持って暮らせる地域づくり
 - (ア) 県道三重弥生線の整備の実施
 - (イ) 安心して暮らせる地域づくりにつながる小規模集落の見守り等
 - (ウ) 持続可能な地域文化をいかした地域づくり

B↗A ■ 重点プロジェクト

自然と遊ぶ本匠プロジェクト

清流番匠川などの豊かな自然（水遊び・ホテル観賞など）や地場産業（しいたけ・お茶など）をいかした観光ルートを構築するとともに、サイクリングやクライミング、カヌーなどのスポーツツーリズムやアウトドア活動を推進し、交流人口の増加を目指します。

これらの計画により観光客の増加と地域の人々との交流を進め、地域の活性化を図るとともに、地場産業の活発化につなげていきます。

■ 目標指標

目標内容	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
観光等客数	 21,000人/年	 30,000人/年

R7実績 27,386人/年



小半森林公園の水車と番匠川



小半森林公園の風景

総合評価A→A

(5) ユネスコエコパーク*を活用した持続可能な地域づくり ~宇目地域~



■ 現状と課題

宇目地域では、祖母・傾国定公園を代表とする豊かな自然に恵まれ、歴史ある祭りと多くの郷土芸能を有しています。その中で暮らす住民は、様々な形で自然と文化に触れあうことで、活力や豊かな心が育てられています。

また、地域内にある道路は大半が循環しており、迂回路としてもアクセスが可能なことから、比較的災害にも強い地域でもあります。

産業では寒暖の差が大きいことから、おいしい米の生産や栗、お茶、宇目ぶどうなどの多くの作物づくりに適した気候といえます。また乾椎茸や花きにおいては全国でも非常に高い評価を得ています。

しかし、高齢化及び価格の低迷から、米を代表とする1次産業を支える農林業者が少なくなったことに加え、人口の減少が進み数年後には地区として成り立たなくなる所が出てくるのが懸念されていることから、さいき農林公社、佐伯広域森林組合を軸とした1次産業の維持及び地域の魅力を次世代に継承することにより、持続可能な地域づくりを進めていくことが喫緊の課題となっています。

また、平成29年6月に宇目地域の全域がユネスコエコパーク*に登録され、約5年間、ユネスコエコパーク*を活用した地域づくりを行ってきました。

今後も「自然と人との共生」を軸に自然体系を維持するとともに、ユネスコエコパーク*のブランド力をいかした観光振興や、地域の特産品を使ったブランド商品の開発を進めていき、さいきオーガニックシティの「人と自然が共生する持続可能なまち」を目指していきます。

■ これからの基本方針

- ア 次世代を担う地元の小学校、中学校の生徒への自然観察、自然体験を通じた地域の魅力を伝えることや、八匹原・椿原祭典、木浦すみつけ祭りなど歴史のある祭りや神楽、宇目の唄げんかといった郷土芸能を継承していくことにより、後継者を育成し、人口の減少を少しでも食い止め、持続可能で住みよい環境の地域づくりを目指します。
- イ 宇目地域ならではの寒暖の差を利用し育てられた米や栗などの作物や、大自然の恵みを生かした地域産品を地元の宇目農林産物直売所やイベントなどで販売するとともに SNS* 等を活用した販売促進を図ります。
- ウ 「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク*」の宇目地域として引き続き、自然環境に配慮した観光を推進します。また、道の駅宇目を中心とした周辺施設を情報発信基地と位置付け、観光客の集客を図り、カーボンニュートラルな地域の実現を目指します。

■ 主な取組

- A→A** ア 自然と文化の継承による魅力ある地域づくり
 - (ア) 地域に古くから伝わる祭りや郷土芸能の継承による地域の活性化
 - (イ) 地域の魅力を子どもたちへ伝える次世代育成事業の実施
 - (ウ) 災害に備え安心して暮らせる地域基盤の維持管理の実施
 - (エ) NPO法人宇目まちづくり協議会ほか、各種団体が行う地域活動及び美化活動への支援
- A→A** イ 地域の自然をいかした農林産物の販売促進
 - (ア) 良質な作物の特徴をインターネットやパンフレットなどによって情報発信
 - (イ) 他の作物との区分を行う専用シールなどでのアピール
 - (ウ) 椎茸や花きといった非常に高い生産技術を後継者へ継承する取組への支援
 - (エ) 生活改善グループなどによる地元の作物を使用した商品の開発や販売といった取組に

対する支援

(オ) 昔ながらの製法による郷土の食文化の継承

A→A ウ ユネスコエコパーク*をいかしたまちづくり

(ア) 佐伯地域ユネスコエコパーク*推進協議会と連携した活性化活動の促進

(イ) 傾山及び藤河内溪谷周辺を訪れた観光客が安全に利用できる施設の整備

(ウ) 佐伯市観光協会宇目支部との連携による地域の魅力発信、観光資源の発掘

(エ) 祭りや郷土芸能を参加型にすることにより、都会との交流人口増加の促進

(オ) 道の駅宇目を中心とした観光客の受け入れ体制の整備

(カ) 宇目の自然環境を活用したサイクルツーリズムを始めとしたアウトドアアクティビティの推進

(キ) 宇目地域コミュニティセンター*等を中心とした新たな地域コミュニティの構築

■ 重点プロジェクト

A→A ①次世代教育の実施

将来の人口減少に少しでも歯止めをかけるため、次に時代を担う小学校、中学校の生徒を対象に地域の伝統、魅力を伝える次世代育成事業の実施

A→A ②観光地の整備

重要な観光地である藤河内溪谷周辺及び傾山登山道の整備、あわせて道の駅宇目を中心とした観光の拠点づくり

A→A ③ユネスコエコパーク*としての宇目地域の魅力の情報発信

宇目エコパークセンター（情報発信拠点施設）を県内外からの観光客に向けた情報発信や次世代育成の学習拠点として活用する。

■ 目標指標

D↑C

目標内容

観光の要となる道の駅宇目の
集客数

基準値（令和3年度）

63,637人/年

目標値（令和9年度）

100,000人/年

R7実績 66,022人/年



宇目エコパークセンターでの学習風景



重岡岩戸神楽保存会

総合評価A→A

(6) 人と地域がささえあい 安心と活力に満ちた里 直川 ～直川地域～



■ 現状と課題

直川地域は、若年層を中心とした人口の流出と少子高齢化により、令和4年3月末の人口は1,875人、その内65歳以上の高齢者は1,036人で、高齢化率は55.3%となっています。人口減少や高齢化、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、地域コミュニティの存続が難しい状況となっています。近所の住民が手伝ってくれていた庭の手入れや電球交換等の困り事から買い物や通院の送迎などの地域課題が増加傾向にあります。

生活交通体系については、利用者数の減少から路線バス運行事業者の収益が悪化し、民間路線としての維持が困難な状況となったため、令和3年10月にコミュニティバス*の路線網が再編成されました。コミュニティバス*の運行の方式を定時定路線型とデマンド型とし、運行区間の変更や運賃の見直しを行い利便性が向上しました。しかしながら、利用者数が増加していないのが課題となっています。

また、近年の大規模災害や局地的災害への対策が急務となっています。消防団員の減少や高齢化が進んでおり、防災体制の整備や地域防災組織の育成が課題となっています。

農業では、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の問題など地域における人と農地の問題を解決していくことが重要となっています。現在、農業用水路や農道の草刈りなど農地の保全活動が困難な状況となりつつあります。さらに、有害鳥獣による農産物の被害も年々増加しています。

観光では、地域活性化のために整備された多くの施設を、民間団体等による指定管理者が運営しています。オープンから25年以上を経過し、老朽化が進んでおり入込客が年々減少しています。



直川地域協力隊*による活動

■ これからの基本方針

- ア 地域で暮らす人々を中心に、地域の暮らしを守り、地域課題を解決できるように、新たな地域コミュニティ組織の構築に取り組むとともに、直川地域協力隊*及びボランティア団体等の活動を支援します。また、社会福祉協議会及びボランティア団体等と連携し、住民主体の生活支援サービスが提供できるように支援します。さらに、地域の人口増加による活性化を図るため、移住・定住の施策を推進します。
- イ 防災対策のため、消防団員の確保と育成に努めるとともに、直川消防団応援隊、直川地域防災連絡協議会等の地域防災組織の支援を行います。
- ウ 農業後継者の育成及び農地を守るため、認定農業者及び若手農業者の育成、集落営農組織の育成・法人化や地域住民の共同活動などにより、農地の多面的機能を維持するとともに、有機農業に取り組みます。
- エ 「まるごと直川米」に認定できる優れた食味など訴求力のある主食用米づくりを進め、醸造業などの食品産業のニーズに対応した高品質な麦・大豆の生産拡大に取り組みます。
- オ 佐伯市内の周遊観光のため老朽化した観光施設の整備や各種のイベントを行い、入込客や交流人口の増加を図り、観光産業を推進します。また、猪や鹿肉を使ったジビエ*料理や特色ある農産品・加工品などを開発し、地域活性化を図ります。

■ 主な取組

- A→A** ア 地域で安心して暮らすためのコミュニティづくり
 (ア) 新たな地域コミュニティ組織の設立・運営とコミュニティバス*の利用促進
 (イ) 直川地域協力隊*及びボランティア団体の支援並びに社会福祉協議会との連携
 (ウ) 空き家バンク*の登録促進及び移住定住ツアーの開催
- A→A** イ 安全に暮らすための防災対策の推進
 (ア) 消防団員及び防災士の確保と育成並びに防災の啓発活動
 (イ) 直川消防団応援隊及び直川地域防災連絡協議会の支援
 (ウ) 指定避難所の整備
- B→A** ウ 持続可能な農村づくり
 (ア) 認定農業者及び若手農業者の育成
 (イ) 集落営農組織の育成・法人化及びライスセンターの支援
 (ウ) 農地の多面的機能の維持や有機農業の推進
- B→B** エ 直川産品のブランド化の推進
 (ア) 食味評価の高い「まるごと直川米」の生産や高品質な麦・大豆の生産拡大
 (イ) 米、麦、ジビエ*など直川産物を活用する事業者等への支援
- B→B** オ 地域資源を活用した観光産業の推進
 (ア) グリーンツーリズムの推進
 (イ) 花のある里づくりの推進
 (ウ) 地域活性化・交流人口の拡大のためのイベント開催
 (エ) 直川憩の森公園キャンプ場、鉱泉センター直川、直川カントリー倶楽部などの観光施設を磨き上げ、新たな価値を創出
 (オ) SNS*やメディアを活用した地域の観光、文化、イベントの情報発信

■ 重点プロジェクト

- A→A** ①なおかわ安心プロジェクト
 新たな地域コミュニティ組織の設立・運営を推進し、社会福祉法人、直川地域協力隊*やボランティア団体などと連携して、地域課題を包括的に解決する仕組みづくりに取り組みます。また、多様な農業の担い手の確保・育成等を行い、農地の多面的機能の維持や有機農業を推進し、持続可能な農村づくりを目指します。
- B→A** ②なおかわ活力プロジェクト
 観光客や交流人口の増加による地域活性化を図るため、花のある里づくりを進めるとともに、体験型グリーンツーリズムを中心に教育旅行等の受入れを推進し、米、麦、ジビエ*などを活用した商品開発を支援します。さらに、市内他地域の観光施設と連携し、周遊型観光として集客するため、観光施設を磨き上げ、新たな価値を創出します。

■ 目標指標



総合評価A→A

(7) 海に寄り添い海と生きる、安心快適な鶴見地域 ～鶴見地域～



■ 現状と課題

鶴見地域では、少子高齢化による人口の減少、漁業の不振などによる雇用の場の減少で、生産年齢人口の地域外への流出が顕著になっており、水産業を中心に労働力確保のため外国人材の依存が高まっています。また、過疎化の著しい地区においては、地域行事などの継続も難しくなっており、地区の存続すら危うい状況です。

また、細長いリアス海岸の半島という立地条件から、車による移動が必須ですが、依然として中心市街地までの主要道路は狭く危険な箇所が多く、道路改良など主要道路の整備が必要です。

基幹産業である水産業においては、県下最大の水揚げを誇る公設市場を擁しており、鶴見内外を問わず多くの魚介類が取引されています。しかしながら、自然環境の変化により漁獲量は年々減少しています。そのような厳しい状況の中、近年、若手漁業者など有志によるマガキ養殖が開始され、漁獲量低迷の中、明るい兆しも見えています。

観光産業においては、九州最東端の鶴御崎を中心とした歴史自然遺産などの観光資源を有していますが、コロナ禍の影響もあり、誘客数は減少しています。今後は、環境負荷の高いハード整備は行わず、地域に住む人に配慮しつつ、鶴見の景観、水産資源、魅力ある「食」などの観光資源をいかした環境にやさしい観光地づくりが求められています。

■ これからの基本方針

- ア 中心市街地までの道路網整備と併せて、地域に住む人が自ら考え構築した新たなコミュニティを中心としたまちづくりを進めます。
- イ 豊かな海と水産資源を大切に次世代に受け継ぐとともに、獲るだけの漁業から、時代のニーズに合わせた変革を行い、基幹産業の漁業で地元に住む人がお金を稼ぎ、生活していけるまちを目指します。
- ウ 鶴見半島の歴史自然遺産をいかした観光資源の保全と、鶴見公設市場に揚がる魚介類のブランディングを確立し、景観と「食」をいかした環境負荷の少ない観光地づくりを進めます。

■ 主な取組

- B→A** ア 子どもから高齢者まで、誰もが暮らしやすい新たなコミュニティの創出
 - (ア) コミュニティセンター*を拠点とした永続的持続可能な地域活動の支援
 - (イ) 地域コミュニティの活性化を図るため、元気な高齢者団体の活動を支援する
 - (ウ) 小規模校の特色をいかした、地域協働の子育て環境づくりの促進
 - (エ) 主要幹線である県道梶寄浦佐伯線の改良や、番匠川河口橋の建設要望
 - (オ) 消防本部東部分署を防災拠点として活用する
- A→A** イ 海を生業にできるまちづくり
 - (ア) 若手後継者育成のための就漁支援
 - (イ) 県下最大の水揚げを誇る鶴見の魚介類のブランディングを確立し、商品価値を高める取組の支援
 - (ウ) 鶴見の魚介類を利用した「食」や特産品開発等の支援
 - (エ) 遊休農地を活用した漁業者の空き時間で取り組める農作物栽培や新規事業参入及び業態転換に対する取組など漁業者の所得向上を図る取組の支援
 - (オ) 就漁外国人技能実習生*への日本語教育などの支援
 - (カ) 海上漂流ゴミ対策など、豊かな海を守るための取組への支援

A→B ウ ありのままの鶴見半島を味わう観光

- (ア) 九州最東端の絶景を誇る鶴御崎や丹賀砲台跡等の歴史自然遺産の、ありのままの魅力を感じてもらうため、サインをユニバーサルデザイン*のものに統一。また、景観に支障のある雑木の伐採活動を支援する。
- (イ) 佐伯市を代表する海のイベントとして、「つるみ豊魚祭」を継続する。

■ 重点プロジェクト

B→A ①ひとにやさしいまちプロジェクト

年齢、性別、文化、身体状況など、地域の人々が持つさまざまな個性や違いにかかわらず、誰もが暮らしやすい新たなコミュニティを創出する。

A→A ②漁業のまちの未来創生プロジェクト

県下最大を誇る鶴見公設市場で水揚げされる魚介類のブランディングを確立し、商品価値を高める。また、特産品開発や遊休農地活用など漁業者の新規事業参入及び業態転換への支援と共に環境保全に向けた取組を行う。

B→A ③ありのまま鶴見味わいプロジェクト

あえて、ハードによる観光開発は行わず、ありのままの鶴見半島の景観、歴史、「食」を味わってもらう取組を行う。

■ 目標指標

A→A

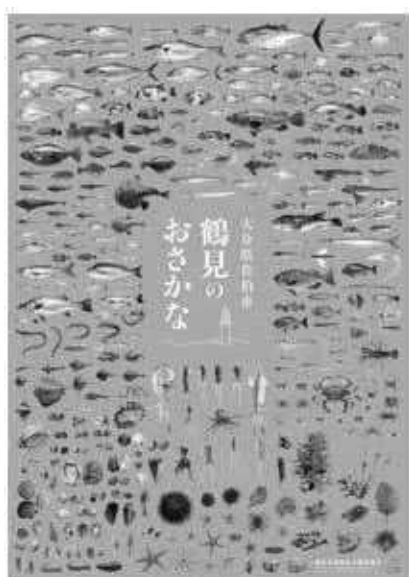
目標内容	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
新規事業参入及び業態転換 (副業等含) 漁業者(事業者)数	9人(者)	15人(者)

R7実績 18人(者)

A→C

目標内容	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
「食」と観光の連携による誘客数	20,352人/年	31,000人/年

R7実績 19,460人/年



おさかな大百科



佐伯真牡蠣

総合評価A→A

(8) 人口増へ！米水津からの情報発信 ～米水津地域～



■ 現状と課題

米水津地域では、少子高齢化の進行により人口減少が続いています。この影響により地域行事の開催や伝統文化の継承が困難になってきている状況です。

産業面においても、就業者の高齢化と労働力不足が深刻なため、移住者やシニア世代の人材を活用するとともに、移住者の住居や就業先の確保等、生活基盤を整えていく必要があります。

生活基盤や産業面で重要となる「第二浦代トンネル」を含む県道改良事業は平成29年度に着手されました。水産業等の物流の効率化に加えて、道路利用者の安全を確保し、防災においても重要な役割を果たすことから早期の完成が望まれています。また、交流人口の増加と地域の活性化につなげるため、インターネットやメディア等のあらゆる広報媒体を利用して広く米水津地域の詳細な情報を発信することが必要です。

■ これからの基本方針

- ア 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、移動手段である公共交通を確保するとともに、空き家を活用し、移住・定住希望者の住居を確保します。
- イ 移住者や労働意欲旺盛なシニア世代の人材を活用し、労働力不足を解消します。移住者や外国人技能実習生*が、地域の祭りや敬老会等に参加することで、国際色あふれる地域コミュニティを形成します。
- ウ 第二浦代トンネルの早期完成と県道色宮港木立線の整備及び佐伯堅田 IC につながる新規バイパス道路の整備について地域住民一体となって要望活動を行います。地域の利便性だけでなく、基幹産業の発展、また、観光面まで経済効果を波及させます。
- エ インターネット及びSNS*を活用し、地域のニュース、イベント、観光スポット、特産品の情報を発信し、交流人口の拡大を図るとともに、移住・定住希望者に空き家、求人情報などの情報提供を行い、移住しやすい環境を整えます。

■ 主な取組

- B→B** ア 安心して暮らせる定住の場を確保
 - (ア) 空き家を有効活用した移住・定住希望者の居住先を確保
 - (イ) コミュニティバス*（デマンドを含む）を活用した利便性のある公共交通を確保
 - (ウ) 子育て世代、高齢者にやさしい環境を確保
 - (エ) 旧色宮小学校跡地の利活用について調査・研究を推進
- A→A** イ 労働力の確保
 - (ア) 移住者やシニア世代の人材を活用
 - (イ) 移住者や外国人技能実習生*を含む地域コミュニティの形成
 - (ウ) 移住者や外国人技能実習生*との交流会の開催
 - (エ) 外国人技能実習生*が活動の場を広げるための支援
- A→A** ウ 第二浦代トンネルの整備要望活動の推進
 - (ア) 早期完成とアクセス道路交通網の整備要望活動の推進
 - (イ) 関連する他地域と連携した要望活動の推進
 - (ウ) 地域の利便性、経済、観光等多方面にわたる波及効果
- A→A** エ 米水津からの情報発信
 - (ア) インターネットを利用した情報発信戦略の推進

- (イ) 佐伯市地域おこし協力隊員を配置
- (ウ) 移住・定住希望者に生活環境、求人情報、空き家等の不動産情報を発信
- (エ) 地域の特産品を情報発信し販売網を拡大
- (オ) メディア等を利用して地域の観光、文化、イベントについて情報発信

A→A ■ 重点プロジェクト

米水津人口増加プロジェクト

米水津地域の最重要課題である人口減少対策として、移住・定住希望者に空き家バンク*などの情報を発信し移住世帯数の増加を図る。

また、豊かな自然環境を生かしつつ、米水津産品を活用した食観光を推進し、交流人口の増加と地域の活性化を目指します。

■ 目標指標

目標内容	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
米水津管内移住世帯数 (市外からの移住)	 5世帯/年	 30世帯 (累計)

R7実績 25世帯 (累計)
9世帯/年



間越地区来だんせへ市



米水津空の展望所「空カフェ」



国際交流の会



空の地蔵尊からみた景色

総合評価B↑A

(9) 海の恵みを活かすまち蒲江 ～蒲江地域～



■ 現状と課題

依然として続く少子高齢化により、人口減少に歯止めが掛からず、地場産業や地域活動が厳しい状態となっています。蒲江地域の活性化を図るには、豊かな自然環境の活用や、地域や産業と関わりをもつ観光プラン・ルートの造成、ソーシャルメディア*・SNS*等を活用した情報発信が今まで以上に必要です。

空き家・空き店舗が年々増加し、閑散としている場所がより多くなっています。さらに、空き家が長い間放置されている家は崩壊の可能性もあり危険です。この地域に活気を取り戻すためには、企業の誘致やワーケーション*等も絡めた移住及び定住促進などの活用策の検討が必要です。

さいきオーガニックシティ実現のために、今ある蒲江ブランドに加え、環境や住民の健康を守ること等オーガニックにつながる特産物を加えたブランド力を高める必要があります。

厳しい道路事情となっている蒲江管内の交通インフラの整備促進を目指します。

最後に、近年の異常気象による風水害や令和4年1月22日発生の日向灘沖地震を教訓に、今後発生が予想される南海トラフ地震の対策のために、地域の自主防災会と連携し、更に防災意識を高め災害に強いまちづくりに取り組むことで、住民や地域を訪れる人々に安心を与える地域を目指します。

■ これからの基本方針

- ア 自然体験型レジャー、地場産業の見学、地域（文化）資源などを絡めた新たな観光プランや観光ルートの開発に取り組みます。
- イ 蒲江ブランドにオーガニックにつながるものを加え、特産品などのブランド力を高めます。
- ウ 交通インフラの整備促進を図ります。
- エ 蒲江の空き家・空き店舗などを、企業や個人にワーケーション*等を含めた利用をしてもらえよう各方面に情報発信し、誘致を図っていきます。
- オ 災害への事前準備や避難行動等が迅速に対応できる、強いまちづくりに取り組みます。

■ 主な取組

B↑A

- ア 蒲江の地域資源をいかした観光メニューの開発

- (ア) マリンスポーツやトレッキングなど自然環境をいかした観光プランの確立
- (イ) 水産業などの地場産業を絡めた観光の企画実践
- (ウ) 離島（屋形島・深島）を始めとする滞在型観光の推進
- (エ) 花木の植栽及び保護による観光資源の開発

A→A

- イ 蒲江ブランドの情報発信と定着

- (ア) ソーシャルメディア*・SNS*等を十分活用した、蒲江の食材を使ったイベントの実施
- (イ) 関係者や関係機関と連携し、蒲江ブランドの発信と県内外でPRイベント、キャンペーン等を実施
- (ウ) オーガニックについての研鑽・研修を重ね、蒲江ブランド力の向上につなげていく取組の実施

B→B

- ウ 交通インフラの整備促進

- (ア) 国道388号楠本工区及び県道古江丸市尾線葛原浦丸市尾浦間バイパストンネルなどの整備に向けた取組
- (イ) 公共交通機関を活用した交通体制の検証・整備

B→B

- エ 施設を活用した交流拠点づくり及び空き店舗活用

- (ア) 施設を活用したスポーツイベントやコミュニティ活動の推進
- (イ) 施設を活用した養殖業の研究など、あらゆる分野からの参入者の掘り起こし
- (ウ) 空き家・空き店舗の活用

C→B オ 大規模災害を想定した防災・減災対策を推進

- (ア) 自主防災会、消防団、防災士等と連携し、地域防災力強化のための訓練を実施
- (イ) 住民や来訪者にわかりやすい避難路や避難地の誘導標識等を設置及び更新
- (ウ) 各地区の津波対策用備蓄倉庫配備品の賞味期限満了時の更新促進
- (エ) 避難行動要支援者支援プランに変更があった場合の自主防災会、社会福祉協議会等と協議
- (オ) 防災・行政ラジオの設置促進

A→A ■ 重点プロジェクト

人を呼び込む蒲江周遊観光プロジェクト

観光客の減少や産業の衰退による地域経済、人口減少を少しずつでも改善していくため、観光スポットの再発見及び磨き上げを行い、今ある蒲江ブランドにオーガニックの食観光や特産品を加え、更にブランド力を高めていきます。また、蒲江を幅広くPRできる人や観光案内できる人等の人材育成を進め、蒲江と多様な関わりやルーツ・愛着を持つ関係人口増につながるようにSNS*等の情報発信に積極的に取り組み、周遊観光を踏まえた交流人口の増加につなげていきます。

■ 目標指標

C→C



蒲江背平山から屋形島・深島を臨む



かまえインターパークからの花火